

十七 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第七章（略） 第七章の二 外国銀行代理業務に関する特則（第三十四条の二―第三十四条の二の四十六） 第八章 株主 第一節 通則（第三十四条の二の四十七―第三十四条の五） 第二節・第三節（略） 第八章の二・第九章（略） 附則 （会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権） 第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十	目次 第一章～第七章（略） 第八章 株主 第一節 通則（第三十四条の二―第三十四条の五） 第二節・第三節（略） 第八章の二・第九章（略） 附則 （会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権） 第一条の三 法第二条第十一項（法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条第二項並びに第十七条の二第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四

四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。

一～四（略）

2～4（略）

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第一条の七 法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。） その保有する当該銀行持株会社の議決権の数を当該銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等を含む。）が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権（法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章（第三十四条の二十六を除く。）及び第九章において同じ。）とする。

一～四（略）

2～4（略）

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第一条の七 法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。） その保有する当該銀行持株会社の議決権の数を当該銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等を含む。）が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

い数

二 法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「銀行」を「銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第三十四条の五において同じ。）、当該銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社等が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（外国銀行に係る特殊関係者）

第三条 令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 銀行が支店の設置又は銀行業を営むための会社の設立をするこ

い数

二 法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「銀行」を「銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該銀行持株会社の子会社である銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第三十四条の五において同じ。）が保有する当該銀行持株会社の子会社である銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（外国銀行に係る特殊関係者）

第三条 令第一条の二第七号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 （略）

二 銀行が支店の設置又は銀行業を営むための会社の設立をするこ

とができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式等」という。）の百分の五を超える数又は額の株式等を保有しているものに限る。）により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（銀行等に含まれる金融機関）

第四条の二 法第四条第五項に規定する内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 株式会社商工組合中央金庫
- 二 信用金庫連合会
- 三 農林中央金庫

（営業所等の設置等の届出等）

第九条 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合

二・三 （略）

（削る）

2 （略）

とができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この条、第三十条及び第三十三条において「発行済株式等」という。）の百分の五を超える数又は額の株式等を保有しているものに限る。）により合計して外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（新設）

（営業所等の設置等の届出等）

第九条 法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置又は位置の変更をする場合

二・三 （略）

四 出張所を廃止する場合

2 （略）

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の二 (略)

四 保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等(以下「外国保険会社等」という。)を含む。)の資金の貸付けの代理又は媒介

五 七 (略)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第十三条の二 法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の業務(同条第一項及び第二項に規定する業務(代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項(第八号及び第八号の二を除く。)の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。)に限る。)の代理又は媒介を当該各号に規定する銀行が行う場合における当該代理又は媒介とする。

一 銀行の子会社である外国銀行

二 銀行を子会社とする外国銀行

三 銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である外国銀行(前二号に掲げる者を除く。)

四 銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行(前三

(業務の代理又は媒介)

第十三条 法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三の二 (略)

四 保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。)の資金の貸付けの代理又は媒介

五 七 (略)

(新設)

号に掲げる者を除く。)

2| 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に係る法第十条第二項第八号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の業務（同条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）の代理又は媒介を当該各号に規定する外国銀行支店が行う場合における当該代理又は媒介とする。）

一| 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所（法第四十七
七条第三項に規定する外国銀行外国営業所をいう。以下同じ。）

二| 外国銀行支店に係る外国銀行の子会社等である外国銀行

三| 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等である
外国銀行

四| 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等の子会
社等である外国銀行（当該外国銀行支店に係る外国銀行及び前二
号に掲げる者を除く。）

3| 前二項に規定する「親会社等」とは、他の法人等（令第四条の二
第二項に規定する法人等をいう。以下この項において同じ。）の総
株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をい
い、前二項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株
主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法
人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権は、当

該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(デリバティブ取引)

第十三条の二 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の三 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。)

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとしないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定制当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支

(デリバティブ取引)

第十三条の二 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の二 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によつて決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。)

(新設)

(新設)

二 当事者が数量を定めた算定制当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定制当量の相場に基づき金銭の支

払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ 差金の授受によつて決済される取引 ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの	三 (略) 2 (略)	(算定割当量の取得等)	第十三条の二の四 法第十一条第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。	(特定取引勘定)	第十三条の六の三 (略)	2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するも
払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。） (新設) (新設) (新設)	三 (略) 2 (略)	(新設)	(新設)	(特定取引勘定)	第十三条の六の三 (略)	2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するも

の以外のもので並びに次に掲げる取引をいう。

一〇十 (略)

十一 第十三条の二の三第一項第二号に掲げる取引

十二 (略)

十三 第十三条の二の三第一項第三号に掲げる取引

十四 (略)

十五 法第十一条第二号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

十六 法第十一条第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十七 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

の以外のもので並びに次に掲げる取引をいう。

一〇十 (略)

十一 第十三条の二の二第一項第二号に掲げる取引

十二 (略)

十三 第十三条の二の二第一項第三号に掲げる取引

十四 (略)

十五 法第十一条第一号に掲げる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

(新設)

十六 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第十三条の二の三第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四（略）

（同一人に対する信用の供与等）

第十四条 令第四条第四項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

24（略）

三 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）及び第十三条の二の二第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額（事業年度終了の日において未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額）、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四（略）

（同一人に対する信用の供与等）

第十四条 令第四条第四項第一号に規定する貸出金として内閣府令で定めるものは、資金の貸付け又は手形の割引のうち別紙様式第三号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第三号の二、法第四十七條第二項に規定する外国銀行支店（以下「外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号（第三十五条第一項第十八号に掲げる場合に該当し、法第五十三条の規定による届出を行った外国銀行支店（以下「特定取引勘定届出外国銀行支店」という。）にあつては別紙様式第四号の二）中の貸借対照表（以下この条において「貸借対照表」という。）の貸出金勘定に計上されるものとする。

24（略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 （略）

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ （略）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第三十四条の二の十四第二号ロにおいて同じ。）に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等（ハ及び第三十四条の二の十四第二号ハを除き、以下「特定預金等」という。）
農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 （略）

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ （略）

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）
農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七

中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二（略）

三（略）

（広告類似行為）

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第三十四条の二の十七及び第三十四条の五十三の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一（略）

（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）

十四号）第二十九条に規定する特定預金等

二（略）

三（略）

（広告類似行為）

第十四条の十一の十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第三十四条の五十三の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第三十四条の五十三の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一（略）

（特定預金等契約の締結の業務の内容についての広告等の表示方法）

第十四条の十一の十八 (略)

2 (略)

3 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は第十四条の十一の二十一第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第十四条の十一の二十一 令第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号イ及び第三十四条の五十三の六第一項第一号イにおいて同じ。)

ロ 有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する

第十四条の十一の十八 (略)

2 (略)

3 銀行がその行う特定預金等契約の締結の業務の内容について一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第十四条の十一の二十一第一項第二号、第三十四条の五十三の三第三項及び第三十四条の五十三の六第一項第二号において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は第十四条の十一の二十一第一項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第十四条の十一の二十一 令第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。第三十四条の五十三の六第一項第一号イにおいて同じ。)

ロ 有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する

法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号ロ及び第三十四条の五十三の六第一項第一号ロにおいて同じ。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第三十四条の二の二十一第一項第一号ハ及び第三十四条の五十三の六第一項第一号ハにおいて同じ。）の業務を行う者

二・三 （略）

2 （略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第十四条の

法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。第三十四条の五十三の六第一項第一号ロにおいて同じ。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。第三十四条の五十三の六第一項第一号ハにおいて同じ。）の業務を行う者

二・三 （略）

2 （略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」と

十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三（略）

2ゝ4（略）

（証券専門会社等の業務等）

第十七条の二 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものと並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第十三条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一ゝ三（略）

2ゝ4（略）

5 法第十六条の二第二項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ

いう。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三（略）

2ゝ4（略）

（証券専門会社等の業務等）

第十七条の二 法第十六条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一ゝ三（略）

2ゝ4（略）

5 法第十六条の二第二項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつ

て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの
イ・ロ （略）

二 （略）

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四 （略）

五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項に規定する認定を受けている会社
六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若

て、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの
イ・ロ （略）

二 （略）

（新設）

三 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社	イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置 ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置	ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）	6 (略) 7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十七条の六第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないもの
--	--	---	--

			6 (略) 7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十七条の六第一項第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該銀行に係る法第十六条の二第一項第十二号及び第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする
--	--	--	---

とする。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

8～10（略）

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二（略）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する

る。ただし、当該処分を行えば当該銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章及び第五章において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

8～10（略）

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三（略）

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二（略）

（新設）

者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。

）

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～十四（略）

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三～十八の三（略）

十八の四 法第十一条第四号に掲げる業務

（削る）

三 法第十条第二項に規定する業務（同項第八号に掲げる業務及び有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二～十四（略）

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三～十八の三（略）

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十八の五 (略) 十九〽三十九 (略) 3〽8 (略)	(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの) 第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務 二・三 (略)
十八の六 (略) 十九〽三十九 (略) 3〽8 (略)	(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの) 第十七条の四の二 法第十六条の二第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。 一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務 二・三 (略)
(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由) 第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一〽八 (略) 九 第十七条の二第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。 十・十一 (略) 2・3 (略)	(法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由) 第十七条の六 法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一〽八 (略) 九 第十七条の二第七項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。 十・十一 (略) 2・3 (略)
(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第十九条の二 (略)	(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第十九条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イに掲げる事項を除く。）とする。 一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項 イ（略） ロ 外国銀行支店に係る外国銀行の株式等につき、保有の多い順に十以上の株式等の保有者に関する次に掲げる事項 (1)・(2)（略） (3) 発行済株式等に占める株式等の各保有者が有する株式等の割合 ハ・ニ（略） 二・三（略） 3ゝ5（略）	2 前項の規定にかかわらず、外国銀行支店に係る法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イに掲げる事項を除く。）とする。 一 外国銀行支店の概況に関する次に掲げる事項 イ（略） ロ 外国銀行支店に係る外国銀行の株式等につき、保有の多い順に十以上の株式等の保有者に関する次に掲げる事項 (1)・(2)（略） (3) 発行済株式等の総数等に占める株式等の各保有者が有する株式等の割合 ハ・ニ（略） 二・三（略） 3ゝ5（略）
（外国銀行の業務の代理又は媒介とみなされるもの） 第二十九条の二 法第四十七条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、外国銀行支店と当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を別の法人とみなした場合に、当該外国銀行の外国銀行外国営業所の代理又は媒介に該当すると認められる行為とする。 第七章の二 外国銀行代理業務に関する特則 （外国銀行代理業務に係る認可の申請等）	（新設） （新設）

第三十四条の二 銀行（外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国

（新設）

営業所を所属外国銀行（法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとする銀行を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面

六 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

七 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

八 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

九 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書

面

十 その他第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十二条の二第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が外国銀行支店であつて当該外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合には、第二号及び第三号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

三 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

四 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

五 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前二項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 所属外国銀行が、銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有していること。

二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 所属外国銀行及び当該所属外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所属外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）の主たる営業所が所在する国において、銀行に対し、法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

イ 所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ロ イに掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ハ 主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

ニ 第三条第二号に規定する国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も所属外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は額の株式又は持分を保有しているものに限る。）により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合にお

ける当該二以上の者のいずれかに該当する者

(外国銀行代理業務に係る届出)

第三十四条の二の二 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一 銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行
イ 法第十六条の二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第四項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ 法第十六条の二第五項ただし書に規定する認可

ハ 法第三十条第一項から第三項までに規定する認可

ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律第五条第一項に規定する認可

二 銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行（前号に掲げる外国銀行を除く。）

イ 法第五十二条の二十三第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第三項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ 法第五十二条の二十三第四項ただし書に規定する認可

ハ 法第五十二条の三十五第一項から第三項までに規定する認可
銀行は、法第五十二条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出

(新設)

しなければならない。

一 理由書

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることが出来る書面

六 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

七 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

八 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

(委託契約書の案の記載事項)

第三十四条の二の三 第三十四条の二第一項第八号及び第二項第三号並びに前条第二項第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理業務を営む営業所の設置、廃止又は位置の変更に関する事項

二 外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項

三 外国銀行代理業務の営業日及び営業時間に関する事項

(新設)

四 所属外国銀行が、不当に外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五に規定する外国銀行代理銀行をいう。以下同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理銀行及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理銀行及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項 六 契約の期間、更新及び解除に関する事項 七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の営業日及び営業時間の店頭揭示に関する事項 八 その他必要と認められる事項	第三十四条の二の四 第三十四条の二第一項第九号及び第二項第四号並びに第三十四条の二の二第二項第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。 一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類 二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨） 三 外国銀行代理業務の実施体制
--	--

（新設）

前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第五十二條の二の十において準用する法第五十二條の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合 顧客が当該外国銀行代理銀行と他の者を誤認することを防止するための体制

（契約の種類）

第三十四條の二の五 法第五十二條の二の五において準用する金融商品取引法第三十四條に規定する内閣府令で定めるものは、特定預金等契約とする。

（新設）

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）

第三十四條の二の六 法第五十二條の二の五において準用する金融商品取引法第三十四條の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国

（新設）

銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2

法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十四条の二の七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（新設）

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の二の八 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 外国銀行代理銀行（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該外国銀行代理銀行の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧

（新設）

客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供す

るため記載事項を記録させるファイルという。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。
ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条の三に規定する方法によ

る承諾をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の二の九 令第十四条の三第一項及び第十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 前条第一項各号又は第三十四条の二の十二第一項各号に掲げる方法のうち外国銀行代理銀行が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十四条の二の十 法第五十二条の二の五において準用する金融商

(新設)

品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四

条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融

商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（新設）

〔情報通信の技術を利用した同意の取得〕

第三十四条の二の十二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、外国銀行代理銀行がファイルへの記録

（新設）

を出力することにより書面を作成することができるものでなければ
ならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の
使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通
信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等）

第三十四条の二の十三 法第五十二条の二の五において準用する金融
商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定め
るものは、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第二十
四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿
名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基
づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四
条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める個人は、次に掲げ
る者とする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合
の業務の執行を委任された組合員である個人（次に掲げる要件の
すべてに該当する者に限る。）

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三
十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のす

（新設）

すべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人（次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。）

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十四条

（新設）

の二の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）

ロ デリバティブ取引に係る権利

ハ 法第十三条の四に規定する特定預金等、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等

ニ 農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託

受益権

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 申出者が最初に外国銀行代理業務に係る特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十四条の二の十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定

（新設）

めた日であつて法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第三十四条の二の十六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取

（新設）

引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に關して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第三十四条の二の十七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定預金等契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。)

イ 商品の名称(通称を含む。)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で

(新設)

行う情報の提供をする外国銀行代理銀行の商号又はその通称

ハ 令第十四条の五第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十条の二の三十までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第三十四条の二の二十五第一項第一号に規定する外貨預金等書面

(3) 第三十四条の二の二十五第一項第三号ロに規定する契約変更書面

（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第三十四条の二の十八 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

（新設）

2 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十四条の五第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるない大ききで表示するものとする。

3 外国銀行代理銀行がその行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務の内容について一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は第三十四条の二の二十一第一項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十四条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるない大ききで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第三十四条の二の十九 令第十四条の五第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

（新設）

第三十四条の二十 令第十四条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 その他当該特定預金等契約に関する重要な事項について顧客の不利となる事実

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十四条の二十一 令第十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者

ロ 有線ラジオ放送の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送の業務を行う者

二 外国銀行代理銀行又は当該外国銀行代理銀行が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

（新設）

（新設）

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第十四条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の二の十七第三号二に掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十四条の二の二十二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定預金等契約の解除に関する事項
- 二 特定預金等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定預金等契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- 四 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第三十四条の二の二十三 契約締結前交付書面には、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上

（新設）

（新設）

の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の二の二十七第十一号に掲げる事項

二 第三十四条の二の二十七第十二号に掲げる事項

3 外国銀行代理銀行は、契約締結前交付書面には、第三十四条の二の二十七第一号に掲げる事項及び法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(情報の提供の方法)

第三十四条の二の二十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。

(新設)

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の二の二十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第三十四条の二の二十七第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第三十四条の二の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の二の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

（新設）

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の二の三十までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結前交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日において契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第三十四条の二の二十六 法第五十二条の二の五において準用する金

(新設)

融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の二の二十七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 商品の名称(通称を含む。)
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるかどうかの別
- 四 受入れの対象となる者の範囲
- 五 預入期間(自動継続扱いの有無を含む。)
- 六 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
- 七 払戻しの方法
- 八 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事

項	九 付加することのできる特約に関する事項
十	預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
十一	顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
イ	当該指標
ロ	当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
十二	当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨
十三	次に掲げるものと特定預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細
イ	市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
ロ	法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引
ハ	先物外国為替取引
ニ	有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二

十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

十四 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する事項

十五 当該特定預金等契約に関する租税の概要

十六 顧客が当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行に連絡する方法
十七 その他特定預金等の預入れに関し参考となると認められる事項

（契約締結時交付書面の記載事項）

第三十四条の二の二十八 特定預金等契約が成立したときに作成する法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行の名称又は商号
- 二 預入金額（元本の額が外国通貨で表示される場合にあつては、当該外国通貨で表示される元本の額）
- 三 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象であるか

（新設）

どうかの別

四 預入日及び満期日（自動継続扱いの有無を含む。）

五 払戻しの方法

六 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項

七 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）

八 当該特定預金等契約の成立の年月日

九 当該特定預金等契約に係る手数料等に関する事項

十 顧客の氏名又は名称

十一 顧客が当該外国銀行代理銀行の所属外国銀行に連絡する方法

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の二十九 契約締結時交付書面に係る法第五十二条の

二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し外貨預金等書面を交付している場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交付書面を交付している場合（前号の規定により当該同一の内容の特定

（新設）

預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない場合を含む。）

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約が成立した場合には、次に掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

3 外貨預金等書面を交付した日（この項の規定により外貨預金等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合（当該顧客から契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）には、当該締結の日において外貨預金等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。

4 契約締結時交付書面を交付した日（第一項第一号の規定により特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内

に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約の締結を行った場合には、当該締結の日において契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。

(禁止行為)

第三十四条の二の三十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第三十四条の二の四十四各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結

(新設)

する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

三 特定預金等契約の締結の勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

四 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

五 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（行為規制の適用除外の例外）

第三十四条の二の三十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、顧客の締結した特定預金等契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

（新設）

〔所属外国銀行の説明書類等の縦覧〕

第三十四条の二の三十二 外国銀行代理銀行は、その所属外国銀行及

（新設）

び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの（法第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理銀行に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 外国銀行代理銀行は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金

融庁長官（金融庁長官の指定する銀行以外の外国銀行代理銀行にあつては、当該外国銀行代理銀行の本店所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 外国銀行代理銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

5 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第三十四条の二の三十三 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置

二 外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を

（新設）

変更し、又は解除するための措置

三 代理又は媒介を行おうとする所属外国銀行の業務について、法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当するかどうかを必要に応じて自ら審査を行うための措置

四 所属外国銀行に外国銀行代理銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

五 外国銀行代理業務を営む営業所の廃止にあつては、当該営業所の顧客に係る取引が、所属外国銀行を同一とする他の外国銀行代理銀行又は他の営業所へ支障なく引き継がれる等、当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

六 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

（所属外国銀行に関する届出）

第三十四条の二の三十四 法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

2 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官等に提出しなければならない。

（新設）

3 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の九第二項による公告及び掲示をするとき（同条第一項第三号から第六号までに掲げる届出を行つた場合に限る。）は、所属外国銀行における預金等その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

（標識の様式）

第三十四条の二の三十五 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十号の二に定めるものとする。

（新設）

（分別管理）

第三十四条の二の三十六 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

（新設）

（明示事項）

第三十四条の二の三十七 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属外国銀行からの権限の付与がある旨

二 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属外国銀行のために行っているときは、その旨

四 所属外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属外国銀行の商号又は名称

(外国銀行代理銀行の預金者等に対する情報の提供)

第三十四条の二の三十八 第十三条の三の規定は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(新設)

(外国銀行代理銀行が締結する契約との誤認防止)

第三十四条の二の三十九 外国銀行代理銀行は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 契約の主体が、当該外国銀行代理銀行ではなく、当該外国銀行

(新設)

代理業務に係る所属外国銀行であること。

二 その他外国銀行代理銀行が締結する契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第三十四条の二の四十 外国銀行代理銀行は、第三十四条の二の三十七第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置)

第三十四条の二の四十一 外国銀行代理銀行は、外国銀行代理業務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等(外国の法令等を含む。)を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

(外国銀行代理銀行の密接関係者)

第三十四条の二の四十二 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理銀行である銀行の特定関係者(法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理銀行である銀行の子会社を除く。)とする。

(新設)

(新設)

(新設)

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第三十四条の二の四十三 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、外国銀行代理銀行が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（新設）

（外国銀行代理業務に係る禁止行為）

第三十四条の二の四十四 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（新設）

一 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（法第五十条の二の十において準用する法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

二 顧客に対し、外国銀行代理銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

三 顧客に対し、不当に、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四 法令等（外国の法令等を含む。）に違反し、又は違反するおそ

れのある所属外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行
う行為

(外国銀行代理業務に関する帳簿書類)

第三十四条の二の四十五 外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の四十九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類(所属外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。)を所属外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から五年間
- 二 外国銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間
- 三 外国銀行代理業務に係る顧客に対して行つた所属外国銀行の業務の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

(外国銀行代理業務に関する報告書の様式等)

第三十四条の二の四十六 法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条の五十第一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第十号の二の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2 外国銀行代理銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官(令第十七条の二の規定により

(新設)

(新設)

当該外国銀行代理銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該外国銀行代理業務に関する報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡財務支局長）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 外国銀行代理銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理銀行が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（銀行議決権保有届出書の提出等）

第三十四条の二の四十七 法第五十二条の二の十一第一項の規定により同項に規定する銀行議決権保有届出書（以下この項及び第三十四条の五において「銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十号の二の三により当該銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の二の十一第一項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を

（銀行議決権保有届出書の提出等）

第三十四条の二 法第五十二条の二第二項の規定により同項に規定する銀行議決権保有届出書（以下この項及び第三十四条の五において「銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加がない場合（第三号に掲げる場合を

除く。) 銀行議決権大量保有者(法第五十二条の二の十一第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第三十四条の四第二項第一号において同じ。)を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)のいずれか早い日

二・三 (略)

(変更報告書の提出等)

第三十四条の四 法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書(以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第十号の二の三により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加又は減少がない場合(議決権保有割合(法第五十二条の二の十一第一項第一号に規定する議決権保有

除く。) 銀行議決権大量保有者(法第五十二条の二第一項に規定する銀行議決権大量保有者をいう。以下この条並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号において同じ。)となつたことを知つた日から五日(日曜日及び令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第三十四条の四第二項第一号において同じ。)を経過した日又は銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)のいずれか早い日

二・三 (略)

(変更報告書の提出等)

第三十四条の四 法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書(以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第十号の二により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一 保有する議決権の数に増加又は減少がない場合(議決権保有割合(法第五十二条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合を

割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。

（議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知った日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二 銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合（次号に掲げる場合を除く。） 法第五十二条の二の十一第一項各号に掲げる事項の変更があつた日から一月を経過した日

三 （略）

3 （略）

（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）

第三十四条の五 （略）

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

いう。以下この条及び次条において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。） 議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知った日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二 銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合（次号に掲げる場合を除く。） 法第五十二条の二第一項各号に掲げる事項の変更があつた日から一月を経過した日

三 （略）

3 （略）

（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）

第三十四条の五 （略）

2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三 (略)

3ゝ5 (略)

6 法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一ゝ五 (略)

六 法第五十二条の二の十一第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第五十二条の二の十一第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

7 (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

二・三 (略)

3ゝ5 (略)

6 法第五十二条の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

一ゝ五 (略)

六 法第五十二条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の銀行議決権保有届出書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第五十二条の二第一項の規定により提出され、又は提出されるべき銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合の計算の基礎となつた日の後の基準日以外の月の末日における議決権保有割合が当該銀行議決権保有届出書に記載された議決権保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

7 (略)

(銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第三十四条の六（略）	第三十四条の六（略）
2 〃 4 （略）	2 〃 4 （略）
5 法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	5 法第五十二条の九第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。
一 〃 七 （略）	一 〃 七 （略）
八 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が主要株主基準値以内となる場合における株式等の取得	八 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有
6 （略）	6 （略）
（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等） 第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。	（銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等） 第三十四条の十 銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第五十二条の十七第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 〃 三 （略）	一 〃 三 （略）
四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第三十四条の十九の四第二項第二号を除き、以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面	四 当該認可後三事業年度における当該会社及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率（法第五十二条の二十五に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下この節及び第三十五条第三項において同じ。）の見込みを記載した書面
五・六 （略）	五・六 （略）
2 〃 6 （略）	2 〃 6 （略）

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

25 (略)

6 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第三十四条の二十第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第三十四条の十六 (略)

25 (略)

6 前二項の規定にかかわらず、第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む銀行持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第三十四条の二十第一項第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十三第一項第十一号及び第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分した

処分したときは、この限りでない。

7ゝ9 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
二・三 (略)

(銀行持株会社及びその子会社に類する者)

第三十四条の十九の二 法第五十二条の二十三の二第二項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、第三十四条の十六第一項各号に掲げるものとする。

(特例子会社対象業務)

第三十四条の十九の三 法第五十二条の二十三の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買とする。

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の四 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二第三項の規定による特例子会社対象会社(同条第一項に規定する特

ときは、この限りでない。

7ゝ9 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第三十四条の十八 法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第十七条の三第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務
二・三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を持株特定子会社（同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社が行う持株特定子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

ロ 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面

ハ 株式交換により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書面

三 当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知る

ことができる書面

ロ 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る特例子会社対象会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

二 当該申請時において申請をした銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）、当該銀行持株会社の子会社である銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連

結自己資本比率（同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）並びに当該銀行の単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）がいずれも十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。

三 申請をした銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る特例子会社対象会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。

四 当該認可に係る特例子会社対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

五 申請をした銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該銀行持株会社が当該認可に係る特例子会社対象会社を特株特定子会社とした後も当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。

3 前二項の規定は、法第五十二条の二十三の二第五項ただし書の規定による認可について準用する。

4 第一項の規定は、法第五十二条の二十三の二第六項の規定による認可について準用する。

（銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件）

第三十四条の十九の五 法第五十二条の二十三の二第四項に規定する

（新設）

内閣府令で定めるもののうち、第三十四条の十九の三に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。

一 当該持株特定子会社が第三十四条の十九の三に規定する業務の結果として保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二 商品の保管又は運搬のための施設を保有しないこと。

三 商品の精製、加工その他の処理を行わないこと。

2 前項第一号に規定する商品の額は時価によるものとする。ただし、当該商品の額の合計額が当該商品を取得したときの価額（当該商品の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合においては、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額とする。

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 （略）

九 第三十四条の十六第六項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議

（法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第三十四条の二十 法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 八 （略）

九 第三十四条の十六第六項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

十一 (略)

2・3 (略)

(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種

十一 (略)

2・3 (略)

(銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種

類	(1) (略)	(2) 当該法人の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）
(3) (略)	三・四 (略)	2 (略)
(銀行代理業の許可の審査)		
第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。		
一 三 (略)	四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。	
イ ハ (略)	二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に	

類	(1) (略)	(2) 当該法人の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）
(3) (略)	三・四 (略)	2 (略)
(銀行代理業の許可の審査)		
第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。		
一 三 (略)	四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。	
イ ハ (略)	二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に	

規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(4)・(10) (略)

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、

規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(4)・(10) (略)

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、

長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五
第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若
しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法
第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒
否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二
十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を
取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過し
ない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過
しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七
条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用
金庫法第八十九条第五項において準用する法第五十二条の五
十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用す
る金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為

長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五
第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若
しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法
第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒
否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二
十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を
取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過し
ない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過
しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する法第二十七
条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用
金庫法第八十九条第三項において準用する法第五十二条の五
十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(広告類似行為)

第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用す
る金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為

は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 （略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イゝハ （略）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十四条の五十三の十七までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) （略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更

は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 （略）

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イゝハ （略）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

- (1) 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下この条から第三十四条の五十三の十五までにおいて「契約締結前交付書面」という。）

(2) （略）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定預金等契約の一部の変更

をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の五十三の十七までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十四条の五十三の十三 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 銀行代理業者（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「

をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第三十四条の五十三の十五までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

（新設）

顧客」という。)又は当該銀行代理業者の用に供する者を含む。
。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客フ

イルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該

期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十六条の六の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行代理業者の使用

に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は銀行代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の五十三の十四 令第十六条の六の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に掲げる方法のうち銀行代理業者が使用するものの

二 ファイルへの記録の方式

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十五 (略)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十六 (略)

2 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十七 (略)

(届出事項)

(新設)

(契約締結時交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十三 (略)

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十四 (略)

2 第十四条の十一の二十九第一項の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十五 (略)

(届出事項)

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三の二 (略)

四 第九条第一項第一号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合
五 十九 (略)

(削る)

(削る)

二十・二十一 (略)

二十二 二十九 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十二 (略)

十三 削除

第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三の二 (略)

四 第九条第一項第四号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の廃止又は第九条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合
五 十九 (略)

二十 自己資本比率（法第十四条の二各号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融庁長官の定めるところにより銀行の定める算出の方法を用いようとする場合

二十一 前号に規定する銀行の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合

二十一の二・二十一の三 (略)

二十二 二十九 (略)

2 (略)

3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 十二 (略)

十三 銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融庁長官の定め

十四 削除

十五～二十二 (略)

4 (略)

5 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）又は銀行代理業者は、法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の三又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面

イ～ハ (略)

ニ 内部取引（一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十三条の六の三第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

ホ (略)

二～六 (略)

6～10 (略)

るところにより銀行持株会社の定める算出の方法を用いようとする場合

十四 前号に規定する銀行持株会社の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合

十五～二十二 (略)

4 (略)

5 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）又は銀行代理業者は、法第五十三条第一項から第四項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 第一項第六号の三又は第十九号に掲げる場合 次に掲げる書面

イ～ハ (略)

ニ 内部取引（一の銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第十三条の六の三第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

ホ (略)

二～六 (略)

6～10 (略)

[

十八 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
（営業の免許の申請等） 第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第三条第六号、第四条の二第一項、第四条の二の四第二項第三号、第四条の二の七第二項、第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の二の二第三号、第二十五条の二の四から第二十五条の二の十五まで、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合	（営業の免許の申請等） 第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 当該株式会社が子会社等（長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号。以下「令」という。）第五条において読み替えられた法第十七条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第四条の三第四項、第四条の五第二項第十八号、第五条の六第二項、第二十五条の十六第四号、第二十五条の二十二第二項及び第二十六条の二の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第十三条第二項前段に規定する子会社等又は銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下、ホ及び第三項第三号を除き、この条において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書面

には、次に掲げる書面

イ〜ホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(算定割当量の取得等)

第二条の二 法第六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡すること
を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

(金銭債権の証書の範囲)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 (略)

イ〜ホ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(新設)

(金銭債権の証書の範囲)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

七 (略)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第四条の二 法第六条第三項第五号の二に規定する内閣府令で定める

ものは、次の各号に掲げる者の業務（銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）の代理又は媒介を当該各号に規定する長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介とする。

一 長期信用銀行の子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）である外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）

二 長期信用銀行を子会社とする外国銀行

三 長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）

四 長期信用銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）

2 前項に規定する「親会社等」とは、他の法人等（銀行法施行令第

四条の二第二項に規定する法人等をいう。以下この項において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等をいい、前項に規定する「子会社等」とは、親会社等によりその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている他の法人等をいう。この場合において、子会社等が保有する議決権

(新設)

は、当該子会社等の親会社等が保有する議決権とみなす。

(デリバティブ取引)

第四条の二の二 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第四条の二の三 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。)

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとしないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(次に掲げる取引に限る。)

(デリバティブ取引)

第四条の二 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第四条の二の二 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引(差金の授受によつて決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。)

(新設)

(新設)

二 当事者が数量を定めた算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。)について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支

イ 差金の授受によつて決済される取引 ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの	三 (略) 2 (略)	払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。） （新設） （新設） 三 (略) 2 (略)
（外国銀行代理業務に係る認可の申請等） 第四条の二の四 長期信用銀行は、法第六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 理由書 二 所属外国銀行（法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の定款又は性質を識別するに足りる書面 三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 五 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面	（新設）	

六 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることが出来る書面	七 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面	八 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第六条の第三一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案	九 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面	十 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面	2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。	一 所属外国銀行が、長期信用銀行の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有していること。	二 所属外国銀行が、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。	三 所属外国銀行及び当該所属外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所属外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）の主たる営業所が所在する国において、長期信用銀行に対し、銀行法による取扱いと実質的に同
--	---	--	--	--	--	---	---	--

等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

イ 所属外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この号及び第二十五条の二の三第一項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ロ イに掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ハ 主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

ニ 長期信用銀行が支店の設置又は長期信用銀行の業務を営むための会社の設立をすることができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も所属外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は持分を保有しているものに限る。）により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（外国銀行代理業務に係る届出）

第四条の二の五 法第六条の三第二項に規定する内閣府令で定める外

（新設）

国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

一 長期信用銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ 法第十三条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ 法第十三条の二第七項ただし書に規定する認可

ハ 銀行法第三十条第一項から第三項までに規定する認可

ニ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項に規定する認可

二 長期信用銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行（前号に掲げる外国銀行を除く。）

イ 法第十六条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による長期信用銀行等（同項第三項に規定する長期信用銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ 法第十六条の四第四項ただし書に規定する認可

ハ 銀行法第五十二条の三十五第一項から第三項までに規定する認可

2 長期信用銀行は、法第六条の三第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面

三	所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
四	所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面
五	所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
六	当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面
七	当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案
八	当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面
(委託契約書の案の記載事項)	
第四条の二の六	第四条の二の四第一項第八号及び前条第二項第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。
一	外国銀行代理業務を営む営業所の設置、廃止又は位置の変更に關する事項
二	外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に關する事項
三	外国銀行代理業務の営業日及び営業時間に関する事項
四	所属外国銀行が、不当に外国銀行代理長期信用銀行（法第十七条に規定する外国銀行代理長期信用銀行をいう。以下同じ。）の

（新設）

業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理
長期信用銀行及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しく
は当該外国銀行代理長期信用銀行及び当該取引先以外の者のため
に利用することを禁ずる規定

五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行
の顧客に対する責任に関する事項

六 契約の期間、更新及び解除に関する事項

七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の営業日及び
営業時間の店頭掲示に関する事項

八 その他必要と認められる事項

(外国銀行代理業務の内容及び方法)

第四条の二の七 第四条の二の四第一項第九号及び第四条の二の五第
二項第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書
面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類

二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は
媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合は
その旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、法第十七
条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同
法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他

(新設)

外国銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合 顧客が当該外国銀行代理長期信用銀行と他の者を誤認することを防止するための体制

（証券専門会社等の業務等）

第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものと並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四条の二の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 （略）

（証券専門会社等の業務等）

第四条の三 法第十三条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものの。

三 (略)

2 4 (略)

5 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四 (略)

二 第四条の五第一項各号（第二十三号を除く。）に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの。

三 (略)

2 4 (略)

5 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 (略)

(新設)

三 (略)

五	産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項に規定する認定を受けている会社	（新設）
六	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社	（新設）
七	会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社	（新設）
八	合理的な経営改善のための計画（法第十六条の七に規定する長期信用銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社	（新設）
イ	当該債務の全部又は一部を免除する措置	
ロ	当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置	
ハ	当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定	

金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十六条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したとき

7 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十六条第一項第九号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日から当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この

は、この限りでない。

8ゝ10 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一ゝ二 (略)

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。)

三 法第六条第三項に規定する業務(同項第五号及び第五号の二に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二ゝ十四 (略)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に該当するものを除く。)

限りでない。

8ゝ10 (略)

(長期信用銀行の子会社の範囲等)

第四条の五 (略)

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一ゝ二 (略)

(新設)

三 法第六条第三項に規定する業務(同項第五号に掲げる業務、有価証券関連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

三の二ゝ十四 (略)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産(不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に該当するものを除く。)

十四の三十七 (略)

十八 主として長期信用銀行持株会社、銀行持株会社（銀行法第二十条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二・十八の三 (略)

十八の四 法第六条第二項第三号に掲げる業務

(削る)

十四の三十七 (略)

十八 主として長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十八の二・十八の三 (略)

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十八の五 (略)

十九ゝ三十九 (略)

3ゝ8 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第四条の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二・三 (略)

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書(以下この項及び第二十五条の二の十七において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

2 法第十六条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。)
- 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条

十八の六 (略)

十九ゝ三十九 (略)

3ゝ8 (略)

(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)

第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第四条の五第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務
- 二・三 (略)

(長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第五条の二 法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書(以下この項及び第二十五条の二の二において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。)を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

2 法第十六条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 保有する議決権の数に増加がない場合(第三号に掲げる場合を除く。)
- 長期信用銀行議決権大量保有者(法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行議決権大量保有者をいう。以下この条

並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。）となつたことを知つた日から五日（日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二の十六第二項第一号において同じ。）を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日（当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日）のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二の十六第二項第二号及び第三号において同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。） 長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 （略）

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の三 （略）

2ゝ4 （略）

5 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一ゝ七 （略）

並びに第二十五条の二第二項第二号及び第三号において同じ。）となつたことを知つた日から五日（日曜日及び銀行法施行令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第二十五条の二第二項第一号において同じ。）を経過した日又は長期信用銀行議決権大量保有者となつた日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日（当該日が長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日）のいずれか早い日

二 長期信用銀行議決権大量保有者となつた者が外国人又は外国の法人（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含む。次号並びに第二十五条の二第二項第二号及び第三号において同じ。）である場合（次号に掲げる場合を除く。） 長期信用銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日

三 （略）

（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等）

第五条の二の三 （略）

2ゝ4 （略）

5 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一ゝ七 （略）

八 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 (略)

25 (略)

6 前二項の規定にかかわらず、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第二十五条の三第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間

八 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五条の六 (略)

25 (略)

6 前二項の規定にかかわらず、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社(以下この項において「特定子会社」という。)がその取得した前二項に規定する会社(以下この項及び第二十五条の三第一項第九号において「新規事業分野開拓会社」という。)の議決権をその取得の日から十年を経過する日(以下この項において「処分基準日」という。)までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数(国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。)を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該

に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7ゝ9 (略)

(長期信用銀行持株会社及びその子会社に類する者)

第五条の九の二 法第十六条の四の二第二項イに規定する内閣府令で定めるものは、第五条の六第一項各号に掲げる者とする。

(特例子会社対象業務)

第五条の九の三 法第十六条の四の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、法第六条第三項第十一号に規定する金融等デリバティブ取引に係る同号に規定する商品の売買とする。

(特例子会社対象会社を持株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第五条の九の四 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四の二第三項の規定による特例子会社対象会社(同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。)を持株特定子会社(同条第一項に規定する持株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7ゝ9 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

-
- | | | |
|---|-----|--|
| 四 | 一 | 理由書 |
| | 二 | 当該長期信用銀行持株会社に関する次に掲げる書面 |
| | イ | 当該長期信用銀行持株会社が行う持株特定子会社の経営管理に係る体制を記載した書面 |
| | ロ | 長期信用銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面 |
| | ハ | 株式交換により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面 |
| | (1) | 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 |
| | (2) | 株式交換契約の内容を記載した書面 |
| | (3) | 株式交換費用を記載した書面 |
| 三 | | 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）に関する次に掲げる書面 |
| | イ | 当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面 |
| | ロ | 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面 |
| 四 | | 当該認可に係る特例子会社対象会社に関する次に掲げる書面 |
-

イ	名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ	業務の内容を記載した書面
ハ	最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面
ニ	役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
五	その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
2	金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一	当該申請時において申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
二	当該申請時において申請をした長期信用銀行持株会社及びその子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（同条に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）、当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率（同号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）並びに当該長期信用銀行の単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）がいずれも

	十分な水準にあり、当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も十分な水準となることが見込まれること。
三	申請をした長期信用銀行持株会社が、その人的構成及び子会社の経営管理に係る体制等に照らし、当該認可に係る特例子会社対象会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができること。
四	当該認可に係る特例子会社対象会社とその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
五	申請をした長期信用銀行持株会社の業務の状況に照らし、当該長期信用銀行持株会社が当該認可に係る特例子会社対象会社を持株特定子会社とした後も当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがないこと。
3	前二項の規定は、法第十六条の四の二第五項ただし書の規定による認可について準用する。
4	第一項の規定は、法第十六条の四の二第六項の規定による認可について準用する。
	(長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要と認められる要件)
	第五条の九の五 法第十六条の四の二第四項に規定する内閣府令で定めるもののうち、第五条の九の三に規定する業務に係るものは、次に掲げるものとする。
一	当該持株特定子会社が第五条の九の三に規定する業務の結果と

(新設)

して保有する商品の額の合計額が、金融庁長官の定める額を超えないこと。

二 商品の保管又は運搬のための施設を保有しないこと。

三 商品の精製、加工その他の処理を行わないこと。

2 前項第一号に規定する商品の額は時価によるものとする。ただし、当該商品の額の合計額が当該商品を取得したときの価額（当該商品の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合においては、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額とする。

（財産的基礎）

第五条の九の六 （略）

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第五条の十三 銀行法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 長期信用銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該長期信用銀行持株会社の議決権の数を当該長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た

（財産的基礎）

第五条の九の二 （略）

（連結基準対象会社等に準ずる者）

第五条の十三 銀行法第三条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 長期信用銀行持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（銀行法第三条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該長期信用銀行持株会社の議決権の数を当該長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た

数又は当該者、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。次号において同じ。）が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二十五条の二の十七において同じ。）、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

数又は当該者、当該長期信用銀行持株会社及び当該長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 銀行法第三条の二第一項第二号から第六号までの規定中「長期信用銀行」を「長期信用銀行持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の数を当該議決権に係る株式を発行した長期信用銀行持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二十五条の二の二において同じ。）が保有する当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

(営業所等の設置等の届出等)

第十条 銀行法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合

二・三 (略)

(削る)

2 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一・二 (略)

二の二 法第六条第二項第三号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

三十二 (略)

(営業所等の設置等の届出等)

第十条 銀行法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。)の設置又は位置の変更をする場合

二・三 (略)

四 出張所を廃止する場合

2 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一・二 (略)

(新設)

三十二 (略)

十三 第四条の二の三第一項第二号に掲げる取引

十四 (略)

十五 第四条の二の三第一項第三号に掲げる取引

十六 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号、第二号、第三号及び第五号から第六号の二までに掲げる取引(当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。)を含むものとする。

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)及び第四条の二の三第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日ににおいて未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額)、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指

十三 第四条の二の二第一項第二号に掲げる取引

十四 (略)

十五 第四条の二の二第一項第三号に掲げる取引

十六 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の長期信用銀行において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第三号まで及び第五号から第六号の二までに掲げる取引(当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。)を含むものとする。

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第二十二項第三号及び第四号に掲げる取引に限り、有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)及び第四条の二の二第一項第三号に掲げる取引 当該取引の事業年度終了の日の現在価値として、権利の行使により当事者間で授受することを約した金額(事業年度終了の日ににおいて未確定の場合は、指標の予想される数値に基づき算出される金額)、事業年度終了の日の当該権利行使に係る指

標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第十三条の八 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が外国銀行を当該長期信用銀行の子法人等又は関連法人等として有する場合（当該外国銀行が所在する国において当該長期信用銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該長期信用銀行が当該外国銀行との間で当該長期信用銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければならない当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三・四 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事

標の数値及び当該指標の予想される変動率を用いた合理的な方法により算定した額

四 (略)

(特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由)

第十三条の八 銀行法第十三条の二ただし書に規定する内閣府令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 (略)

二 当該長期信用銀行が外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（長期信用銀行及び銀行を除く。以下この条において「外国銀行」という。）を当該長期信用銀行の子法人等又は関連法人等として有する場合（当該外国銀行が所在する国において当該長期信用銀行が支店その他の営業所を設置することができないことについてやむを得ない事由があるときに限る。）において、当該長期信用銀行が当該外国銀行との間で当該長期信用銀行の本店と支店その他の営業所との間で行う取引又は行為と同様の条件の取引又は行為を行わなければならない当該外国銀行の営業又は事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

三・四 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事

由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第四条の三第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十〇十一 (略)

2・3 (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第二十五条の二 銀行法第五十二条の二の六の規定により、外国銀行代理長期信用銀行は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社（銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。）がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したものの（銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければ

由は、次に掲げる事由とする。

一〇八 (略)

九 第四条の三第七項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十〇十一 (略)

2・3 (略)

(新設)

ならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理長期信用銀行は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理長期信用銀行に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 外国銀行代理長期信用銀行は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 外国銀行代理長期信用銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理長期信用銀行が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(外国銀行代理業務の健全化措置)

第二十五条の二の二 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二

(新設)

条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置

二 外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を変更し、又は解除するための措置

三 代理又は媒介を行うとする所属外国銀行の業務について、銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当するかどうかを必要に応じて自ら審査を行うための措置

四 所属外国銀行に外国銀行代理長期信用銀行から顧客に関する情報を不正に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

五 外国銀行代理業務を営む営業所の廃止にあつては、当該営業所の顧客に係る取引が、所属外国銀行を同一とする他の外国銀行代理長期信用銀行又は他の営業所へ支障なく引き継がれる等、当該営業所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措置

六 外国銀行代理業務に関する所属外国銀行の業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

(所屬外国銀行に関する届出)

第二十五条の二の三 銀行法第五十二条の二の九第一項第七号に規定

(新設)

する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

2 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

3 外国銀行代理長期信用銀行は、銀行法第五十二条の二の九第二項による公告及び掲示をするとき(同条第一項第三号から第六号までに掲げる届出を行った場合に限る。)は、所屬外国銀行における預金等その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

(標識の様式)

第二十五条の二の四 法第十七条において準用する銀行法第五十二条

(新設)

の二の十において準用する同法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号の二に定めるものとする。

(分別管理)

第二十五条の二の五 外国銀行代理長期信用銀行は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五

(新設)

十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理業務に係る行為（以下「外国銀行代理行為」という。）に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

（明示事項）

第二十五条の二の六 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属外国銀行からの権限の付与がある旨

二 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属外国銀行のために行っているときは、その旨

四 所属外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属外国銀行の商号又は名称

（新設）

（外国銀行代理長期信用銀行の預金者等に対する情報の提供）

第二十五条の二の七 第十二条の規定は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理長期信用銀行が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（新設）

（外国銀行代理長期信用銀行が締結する契約との誤認防止）

第二十五条の二の八 外国銀行代理長期信用銀行は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

（新設）

一 契約の主体が、当該外国銀行代理長期信用銀行ではなく、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行であること。

二 その他外国銀行代理長期信用銀行が締結する契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

（他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供）

第二十五条の二の九 外国銀行代理長期信用銀行は、第二十五条の二の六第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

（新設）

（外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置）

第二十五条の二の十 外国銀行代理長期信用銀行は、外国銀行代理業

（新設）

務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等（外国の法令等を含む。）を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

（外国銀行代理長期信用銀行の密接関係者）

第二十五条の二の十一 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理長期信用銀行と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理長期信用銀行である長期信用銀行の特定関係者（法第十七条において準用する銀行法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理長期信用銀行である長期信用銀行の子会社を除く。）とする。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第二十五条の二の十二 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、外国銀行代理長期信用銀行が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（外国銀行代理業務に係る禁止行為）

第二十五条の二の十三 法第十七条において準用する銀行法第五十二

（新設）

（新設）

（新設）

条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（法第十七条において準用する銀行法第五十条の二の十において準用する同法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

二 顧客に対し、所属外国銀行代理長期信用銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

三 顧客に対し、不当に、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四 法令等（外国の法令等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある所属外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行う行為

（外国銀行代理業務に関する帳簿書類）

第二十五条の二の十四 外国銀行代理長期信用銀行は、法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の四十九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（所属外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。）を所

（新設）

属外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 総勘定元帳 作成の日から五年間

二 外国銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間

三 外国銀行代理業務に係る顧客に対して行つた所属外国銀行の業務の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

(外国銀行代理業務に関する報告書の様式等)

第二十五条の二十五 法第十七条において準用する銀行法第五十二条の二の十において準用する同法第五十二条の五十第一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第七号の二の二により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 外国銀行代理長期信用銀行は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 外国銀行代理長期信用銀行は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 金融庁長官は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理長期信用銀行が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか

(新設)

うかを審査するものとする。

(変更報告書の提出等)

第二十五条の二の十六 銀行法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2・3 (略)

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第二十五条の二の十七 (略)

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三 (略)

3・7 (略)

(変更報告書の提出等)

第二十五条の二 銀行法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二により当該変更報告書を作成し、金融庁長官等に提出しなければならない。

2・3 (略)

(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等)

第二十五条の二の二 (略)

2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三 (略)

3・7 (略)

	(長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社) 第二十五条の二の十八 (略) (長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請) 第二十五条の二の十九 (略) (長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等) 第二十五条の二の二十 (略) (銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由) 第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一 八 (略) 九 第四条の三第七項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。 十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得 十一 (略) 2・3 (略)
	(長期信用銀行主要株主と特殊の関係のある会社) 第二十五条の二の三 (略) (長期信用銀行持株会社の取締役の兼職の認可の申請) 第二十五条の二の四 (略) (長期信用銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等) 第二十五条の二の五 (略) (銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由) 第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一 八 (略) 九 第四条の三第七項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。 十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有 十一 (略) 2・3 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等(外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。)

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等(令第六条第二項において読み替へら

(長期信用銀行代理業の許可の申請書の記載事項)

第二十五条の十二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) 当該法人の親法人等(令第六条第二項において読み替へら

れた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の
二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団
体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるも
のを有していない者を除く。）

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定す
る許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定
する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 第五条の九の六第一項又は第二項に該当し、かつ、長期信用銀
行代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当
すると見込まれること。

三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの
日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がな
された日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその
法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しく

れた令第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条の
二第二項に規定する親法人等をいう。)

(3) (略)

三・四 (略)

2 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定す
る許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定
する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 (略)

二 第五条の九の二第一項又は第二項に該当し、かつ、長期信用銀
行代理業開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当
すると見込まれること。

三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの
日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がな
された日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその
法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しく

はこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の第二項の許可を取り消された場合

(4)・(10) (略)

ホ 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業

はこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の第二項の許可を取り消された場合

(4)・(10) (略)

ホ 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業

協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4)・(10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定

協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1)・(2) (略)

(3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4)・(10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(届出事項)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定

める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三の三 (略)

四 第十条第一項第四号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は第十条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合
五 二十六 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 九 (略)

十 第二十五条の二の二十第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十一 二十二 (略)

4 10 (略)

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）
第二十六条の二の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

める場合は、次に掲げる場合とする。

一 三の三 (略)

四 第十条第一項第四号に規定する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の廃止又は第十条の二第三項第一号に規定する出張所の設置をした場合
五 二十六 (略)

2 (略)

3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 九 (略)

十 第二十五条の二の五第一項において準用する第十三条の四又は第二十五条の五の二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十一 二十二 (略)

4 10 (略)

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）
第二十六条の二の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧

イ 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「顧客」という。）又は当該長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客及び顧客との契約により顧客ファイル（専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機

客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二（略）

2（略）

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の使用に係る電

に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二（略）

2（略）

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を

子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十六条の二の七 令第六条の六第一項及び第六条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第二十六条の二の十第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

いう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十六条の二の七 令第六条の六第一項及び第六条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第二十六条の二の十第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の九 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることとなる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十六条の二の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の九 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十六条の二の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一・二 (略)

三 申出者が最初に当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

ロ 長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一・二 (略)

三 申出者が最初に当該長期信用銀行との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の十四 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の十四 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で

定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第二十六条の二の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景

定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第二十六条の二の十五 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景

品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ (略)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ・ニ (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二十六条の二の十六 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第六条の八第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ (略)

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ・ニ (略)

(特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法)

第二十六条の二の十六 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第六条の八第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第二十六条の二の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第六条の八第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二十六条の二の十八 令第六条の八第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二（略）

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

3 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第二十六条の二の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第六条の八第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二十六条の二の十八 令第六条の八第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二（略）

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第二十六条の二の十九 令第六条の八第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イゝハ (略)

二 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 (略)

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二十六条の二の二十一 (略)

2 (略)

3 長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第二十六条の二の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初

第二十六条の二の十九 令第六条の八第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イゝハ (略)

二 長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者又は当該長期信用銀行若しくは長期信用銀行代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 (略)

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二十六条の二の二十一 (略)

2 (略)

3 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第二十六条の二の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Ｚ八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする

に平易に記載するものとする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一 （略）

十二 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三～十五 （略）

十六 顧客が当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法

十七・十八 （略）

2 （略）

（契約締結時交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げ

。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一 （略）

十二 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三～十五 （略）

十六 顧客が当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法

十七・十八 （略）

2 （略）

（契約締結時交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げ

る事項を記載しなければならない。 一 当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の名称又は商号 二〇十 (略) 十一 顧客が当該長期信用銀行、当該外国銀行代理長期信用銀行の所属外国銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法 2 (略) (禁止行為) 第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇五 (略) 六 外国銀行代理長期信用銀行にあつては、第二十五条の二の十三各号に掲げる行為 七 (略)	る事項を記載しなければならない。 一 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の商号 二〇十 (略) 十一 顧客が当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行に連絡する方法 2 (略) (禁止行為) 第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇五 (略) (新設) 六 (略)
--	--

十九 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 十六（略） 十七 法第八十九条第一項、第三項又は第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項及び第七十条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項 十八（略） （定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） 第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一 十六（略） 十七 法第八十九条第一項及び同条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第六十四条第二項及び第三項、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項並びに第七十条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項 十八（略） （定款の変更等の認可を要しない場合） 第十七条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合

イ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務

ロ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）

ハ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

ニ 法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

ホ・ヘ （略）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十四条の二の四第三項の規定による認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

イ 法第五十三条第七項又は法第五十四条第六項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務

ロ 法第五十三条第七項又は法第五十四条第六項の規定により行う信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行う場合に限る。）

ハ 法第五十三条第八項又は法第五十四条第七項の規定により行う地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行う担保付社債に関する信託業務（以下「担保付社債信託業務」という。）

（新設）

ニ・ホ （略）

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ 法第五十四条の二第三項の規定による認可を受けて行う全国連合会債の発行に関する業務

ロ 法第五十四条の二十一第三項又は法第五十四条の二十三第三項の規定による認可を受けた認可対象会社（法第五十四条の二十一第三項又は法第五十四条の二十三第三項に規定する認可対象会社をいう。第五十三條第四項第一号を除き、以下同じ。）を子会社（法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき。

ハ・ニ（略）

三・四（略）

（出資一口の金額の減少等の場合に催告を要しない債権者）

第四十九條 令第七條に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者及び全国連合会債（法第五十四条の二の四第一項の全国連合会債をいう。以下同じ。）の債権者とする。

（信用金庫の付随業務）

第五十條（略）

2（略）

3 法第五十三條第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一・五（略）

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業（銀行法第二條第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権

ロ 法第五十四条の二十一第三項又は法第五十四条の二十三第三項の規定による認可を受けた認可対象会社（法第五十四条の二十一第三項又は法第五十四条の二十三第三項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）を子会社（法第三十二條第六項に規定する子会社をいう。以下同じ。）としようとするとき。

ハ・ニ（略）

三・四（略）

（出資一口の金額の減少等の場合に催告を要しない債権者）

第四十九條 令第七條に規定する債権者で内閣府令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者及び全国連合会債（法第五十四条の二の四第一項の全国連合会債をいう。以下同じ。）の債権者とする。

（信用金庫の付随業務）

第五十條（略）

2（略）

3 法第五十三條第三項第五号に規定する内閣府令で定める証書をもつて表示されるものは、次に掲げるものとする。

一・五（略）

六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの

又はこれに類する権利を表示するもの

七 (略)

4・5 (略)

6 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によつて決済される取引

七 (略)

4・5 (略)

6 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

(新設)

(新設)

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によつて決済される取引に限る。）

(新設)

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの	(新設)
三 (略)	三 (略)
7 (略)	7 (略)
(債券の募集又は管理の受託業務等) 第五十一条 法第五十三条第六項及び令第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 (略)	(債券の募集又は管理の受託業務等) 第五十一条 法第五十三条第八項及び令第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 (略)
(算定割当量の取得等) 第五十一条の二 法第五十三条第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。	(新設)
(信用金庫連合会の付随業務) 第五十三条 (略)	(信用金庫連合会の付随業務) 第五十三条 (略)
2・3 (略) 4 法第五十四条第四項第七号の二に規定する内閣府令で定めるものは、当該信用金庫連合会の子会社である法第五十三条第三項第七号に規定する外国銀行(当該信用金庫連合会が次に掲げる認可を受け	2・3 (略) (新設)

てその子会社としているものに限る。）の業務（銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）とする。 一 法第五十四条の二十三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による認可対象会社（同条第三項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社とすることの認可 二 法第五十四条の二十三第五項において準用する法第五十四条の二十一第四項ただし書に規定する認可 三 法第五十八条第六項又は法第六十一条の六第四項に規定する認可	5 7 （略）
（算定割当量の取得等） 第五十三条の二 法第五十四条第五項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十一条の二に規定する業務とする。	4 6 （略）
（外国銀行代理業務に係る届出） 第五十三条の三 信用金庫連合会は、法第五十四条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 一 理由書	（新設）
二 所属外国銀行（法第五十四条の二に規定する所属外国銀行をい	

う。以下同じ。）の定款又は性質を識別するに足りる書面

三 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面

四 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面

五 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

六 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

七 当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）の委託契約書の案

八 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面

（委託契約書の案の記載事項）

第五十三条の四 前条第七号に掲げる委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理業務を営む営業所の設置、廃止又は位置の変更に関する事項

二 外国銀行代理業務の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項

三 外国銀行代理業務の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項
四 所属外国銀行が、不当に外国銀行代理金庫（法第八十九条第三

（新設）

項に規定する外国銀行代理金庫をいう。以下同じ。）の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を当該外国銀行代理金庫及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該外国銀行代理金庫及び当該取引先以外の者のために利用することを禁ずる規定

五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する所属外国銀行の顧客に対する責任に関する事項

六 契約の期間、更新及び解除に関する事項

七 外国銀行代理業務の内容並びに外国銀行代理業務の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭揭示に関する事項

八 その他必要と認められる事項

（外国銀行代理業務の内容及び方法）

第五十三条の五 第五十三条の三第八号に掲げる外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面に記載する事項は、次に掲げるものとする。

一 取り扱う所属外国銀行の業務の種類

二 取り扱う所属外国銀行の業務の種類ごとに当該業務の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 外国銀行代理業務の実施体制

2 前項第三号に掲げる外国銀行代理業務の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号（第四号を除く。）に掲げる行為その他外国

（新設）

銀行代理業務を適切かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める体制を含むものとする。

一 外国銀行代理行為（外国銀行代理業務に係る行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して外国銀行代理業務を営む場合 顧客が当該外国銀行代理金庫と他の者を誤認することを防止するための体制

（全国連合会債の発行に関する業務の認可の申請等）

第五十四条 全国を地区とする信用金庫連合会（以下「全国連合会」という。）は、法第五十四条の二の四第三項の規定による全国連合会債の発行に関する業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 （略）

2 （略）

（通知事項）

第五十七条 法第五十四条の九第一項及び全国連合会債令第五条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（全国連合会債の発行に関する業務の認可の申請等）

第五十四条 全国を地区とする信用金庫連合会（以下「全国連合会」という。）は、法第五十四条の二第三項の規定による全国連合会債の発行に関する業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 三 （略）

2 （略）

（通知事項）

第五十七条 法第五十四条の九第一項及び全国連合会債令第五条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略) 二 全国連合会の出資の総額及び法第五十四条の二の四第一項の準備金の合計額 三 全国連合会債の借換えのため、法第五十四条の二の四第一項の限度を超えて全国連合会債を発行するときは、その旨 四 (略)	一 (略) 二 全国連合会の出資の総額及び法第五十四条の二第一項の準備金の合計額 三 全国連合会債の借換えのため、法第五十四条の二第一項の限度を超えて全国連合会債を発行するときは、その旨 四 (略)
(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 (略)	(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 (略)
2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。 一 信用金庫等 次に掲げる者 イ (略) ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第五十四条の二十一第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）	2 前項第二号に規定する「信用金庫等」、「信用金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。 一 信用金庫等 次に掲げる者 イ (略) ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第五十四条の二十一第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。）
ハ〜ヘ (略) 二・三 (略)	ハ〜ヘ (略) 二・三 (略)
3・4 (略) 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（	3・4 (略) 5 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（

信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〇二（略）

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

三 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号及び第七号の二に掲げる業務、有価証券関連連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二〇十四（略）

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三〇十八の三（略）

十八の四 法第五十三条第六項第七号又は法第五十四条第五項第七号に掲げる業務

信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。

一〇二（略）

（新設）

三 法第五十三条第三項又は法第五十四条第四項に規定する業務（法第五十三条第三項第七号又は法第五十四条第四項第七号に掲げる業務、有価証券関連連業その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三の二〇十四（略）

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第四号及び前二号に該当するものを除く。）

十四の三〇十八の三（略）

十八の四 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

(削る)

十八の五 (略)

十九ゝ三十九 (略)

6ゝ11 (略)

12 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

二・三 (略)

(法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一ゝ八 (略)

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十八の六 (略)

十九ゝ三十九 (略)

6ゝ11 (略)

12 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 第五項第一号から第十八号の六までに掲げる業務

二・三 (略)

(法第五十四条の二十二第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第六十七条 法第五十四条の二十二第二項(法第五十四条の二十四第三項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一ゝ八 (略)

九 第七十条第五項の規定による新規事業分野開拓会社(同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。)の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)(に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。)に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

2 (略)

3 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二

九 第七十条第五項の規定による新規事業分野開拓会社(同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。)の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 (略)

2・3 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第七十条 法第五十四条の二十三第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

2 (略)

3 法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号又は第五十四条の二十四第二

項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの イ・ロ （略） 二 （略） 三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社 四 （略） 五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項に規定する認定を受けている会社 六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社 七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規	項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの イ・ロ （略） 二 （略） 三 （新設） 四 （略） 五 （新設） 六 （新設） 七 （新設）
---	---

定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

ハ 合理的な経営改善のための計画（法第八十五条の三に規定する

金庫等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条

第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十

三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法

律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持

株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社

又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」と

いう。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次

に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつ

て、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況

が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会

社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する

措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の

債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定

金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を

下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せ

て講じているものに限る。）

（略）

（新設）

（略）

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号及び第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 〽 8 （略）

（事業の譲渡の認可の申請等）

第七十九条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の一部の

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該金庫に係る法第五十四条の二十一第一項第二号、第五十四条の二十二第七項、第五十四条の二十三第一項第十一号及び第五十四条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6 〽 8 （略）

（事業の譲渡の認可の申請等）

第七十九条 金庫は、法第五十八条第六項の規定による事業の一部の

譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 当該事業の一部の譲渡を行つた後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第八十六条第一項第十号及び第百条第一項第二十三号において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

六・七 (略)

2・3 (略)

(吸収合併存続金庫の事後開示事項)

第八十三条 法第六十一条の三第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 吸収合併存続金庫における法第六十一条の三第六項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

四〇六 (略)

(届出事項)

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇四 (略)

五 当該事業の一部の譲渡を行つた後における金庫が子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。第八十六条第一項第十号及び第百条第一項第二十四号の二において同じ。）を有する場合には、当該金庫及び当該子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

六・七 (略)

2・3 (略)

(吸収合併存続金庫の事後開示事項)

第八十三条 法第六十一条の三第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 吸収合併存続金庫における法第六十一条の三第四項において準用する法第五十二条の規定による手続の経過

四〇六 (略)

(届出事項)

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇四 (略)

五 第十七条第二号ニに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）	五 第十七条第二号ニに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）
イ・ロ （略）	イ・ロ （略）
ハ 出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合	ハ 出張所の廃止をする場合
ニ （略）	ニ （略）
六〇二十二 （略）	六〇二十二 （略）
（削る）	二十三 自己資本比率（銀行法第十四条の二各号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する際に、保有する債券及び株式の価格の変動その他の理由により発生しうる危険に相当する額を算出するため、金融庁長官の定めるところにより信用金庫連合会の定める算出の方法を用いようとする場合
（削る）	二十四 前号に規定する信用金庫連合会の定める算出の方法の使用を中断し、又は当該算出の方法に重大な変更をした場合
二三・二四 （略）	二十四の二・二十四の三 （略）
二五〇二十九 （略）	二五〇二十九 （略）
2 （略）	2 （略）
3 金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。	3 金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十七条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。
一 （略）	一 （略）
二 第一項第十六号の二に掲げる場合 次に掲げる書面	二 第一項第十六号の二に掲げる場合 次に掲げる書面

イハ (略)

ニ 内部取引（一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第百七条第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

ホ (略)

三五 (略)

46 (略)

（全国連合会債の債権者に対する情報の提供）

第百三条 全国連合会が、法第五十四条の二の四第一項に規定する全国連合会債を取り扱う場合には、前条に準じて情報の提供を行うものとする。

（特定取引勘定）

第百七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減

イハ (略)

ニ 内部取引（一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第百七条第二項第五号から第十四号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該内部取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

ホ (略)

三五 (略)

46 (略)

（全国連合会債の債権者に対する情報の提供）

第百三条 全国連合会が、法第五十四条の二第一項に規定する全国連合会債を取り扱う場合には、前条に準じて情報の提供を行うものとする。

（特定取引勘定）

第百七条 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減

少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一～十四 (略)

十五 法第五十四条第五項第二号の規定により行うことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

十六 法第五十四条第五項第七号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十七 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一～十四 (略)

十五 法第五十四条第五項の規定により営むことができる業務に係る有価証券の売買又は引受け及び有価証券関連デリバティブ取引

(新設)

十六 (略)

3 (略)

4 前項の行為には、一の信用金庫連合会において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項(14)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1) (7) (略)

(8) 全国連合会債残高(全国連合会が法第五十四条の二の四第一項に規定する全国連合会債を発行している場合に限る。)

(9) (17) (略)

ハ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(所属外国銀行の説明書類等の縦覧)

第百三十七条の二 外国銀行代理金庫は、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社(法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の二の六第一項に規定する外国銀行持株会社をいう。以下この条において同じ。)がその事業年度ごとに作成した書面であつて、当該所属外国銀行又は当該外国銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載したもの(法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに銀行法第五十二条の二十九第一項に規定する事業年度に係る説明書類又はこれに類するものであつて、日本語又は英語により記載したものに限る。以下この条において「縦覧書類」という。

イ (略)

ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項(14)から(17)までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)

(1) (7) (略)

(8) 全国連合会債残高(全国連合会が法第五十四条の二第一項に規定する全国連合会債を発行している場合に限る。)

(9) (17) (略)

ハ (略)

四・五 (略)

2 (略)

(新設)

（）の縦覧を、当該所属外国銀行又は当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社の事業年度経過後六月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 縦覧書類が英語で記載されたものである場合には、外国銀行代理金庫は、当該縦覧書類に加え、その所属外国銀行及び当該所属外国銀行を子会社とする外国銀行持株会社に係る事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書について日本語で記載された書面を作成し、当該外国銀行代理金庫に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 外国銀行代理金庫は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

4 外国銀行代理金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理金庫が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

6 銀行法第五十二条の二の六第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方

法とする。

(外国銀行代理業務の健全化措置)

第三百三十七条の三 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の七

の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務又は財産の状況に
関する照会に対して速やかに回答できる体制の整備等の措置

二 外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要が
あると認めるときには、所属外国銀行との間の委託契約の内容を
変更し、又は解除するための措置

三 代理又は媒介を行おうとする所属外国銀行の業務について、銀
行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係
る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定
により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に該当す
るかどうかを必要に応じて自ら審査を行うための措置

四 所属外国銀行に外国銀行代理金庫から顧客に関する情報を不正
に取得させない等、顧客情報の適切な管理を確保するための措置

五 外国銀行代理業務を行う事務所の廃止にあつては、当該事務
所の顧客に係る取引が、他の事務所へ支障なく引き継がれる等、
当該事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないようにするための措
置

六 外国銀行代理業務に係る所属外国銀行の業務に係る顧客からの

(新設)

苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

(所属外国銀行に関する届出)

第百三十七条の四 銀行法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があった場合とする。

(新設)

2 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の九第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

3 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の二の九第二項による公告及び掲示をするとき(同条第一項第三号から第六号までに掲げる届出を行った場合に限る。)は、所属外国銀行における預金等その他その営む外国銀行代理業務に係る取引の処理の方針を示すものとする。

(標識の様式)

第百三十七条の五 銀行法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第十五号の二に定めるものとする。

(新設)

(分別管理)

第百三十七条の六 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十三

(新設)

の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により外国銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属外国銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

(明示事項)

第百三十七条の七 銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属外国銀行からの権限の付与がある旨

二 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属外国銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

三 所属外国銀行が二以上ある場合において、顧客が締結しようとする外国銀行代理行為に係る契約と同種の契約の締結の代理又は媒介を他の所属外国銀行のために行っているときは、その旨

四 所属外国銀行が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属外国銀行の商号又は名称

(外国銀行代理金庫の預金者等に対する情報の提供)

第百三十七条の八 第百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第

(新設)

(新設)

二項の規定による外国銀行代理金庫が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

(外国銀行代理金庫が締結する契約との誤認防止)

第百三十七条の九 外国銀行代理金庫は、外国銀行代理行為を行うときは、顧客に対し、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 契約の主体が、当該外国銀行代理金庫ではなく、当該外国銀行代理業務に係る所属外国銀行であること。

二 その他外国銀行代理金庫が締結する契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

(他の所属外国銀行の同種の契約に係る情報提供)

第百三十七条の十 外国銀行代理金庫は、第百三十七条の七第三号に掲げる事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属外国銀行の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

(新設)

(外国銀行代理業務の従事者に対する研修の実施等の措置)

第百三十七条の十一 外国銀行代理金庫は、外国銀行代理業務の従事者に対し、外国銀行代理業務の指導、外国銀行代理業務に関する法令等(外国の法令等を含む。)を遵守させるための研修の実施等の措置を講じなければならない。

(新設)

（外国銀行代理金庫の密接関係者）

第百三十七条の十二 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令で定める外国銀行代理金庫と密接な関係を有する者は、当該外国銀行代理金庫である信用金庫連合会の特定関係者（銀行法第十三条の二に規定する特定関係者をいい、当該外国銀行代理金庫である信用金庫連合会の子会社を除く。）とする。

（新設）

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第百三十七条の十三 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、外国銀行代理金庫が不当に取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為ではないものとする。

（新設）

（外国銀行代理業務に係る禁止行為）

第百三十七条の十四 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（新設）

一 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介をする行為（銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）

二 顧客に対し、外国銀行代理金庫としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行

為

三 顧客に対し、不当に、所属外国銀行の業務に係る契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為

四 法令等（外国の法令等を含む。）に違反し、又は違反するおそれのある所属外国銀行の行為に係る契約の締結の代理又は媒介を行う行為

（外国銀行代理業務に関する帳簿書類）

第百三十七条の十五 外国銀行代理金庫は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、外国銀行代理業務の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に掲げる帳簿書類（所属外国銀行の業務の代理を行わない場合は、第三号に掲げるものに限る。）を所属外国銀行ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一 総勘定元帳 作成の日から五年間

二 外国銀行代理勘定元帳 作成の日から十年間

三 外国銀行代理業務に係る顧客に対して行つた所属外国銀行の業務の媒介の内容を記録した書面 当該媒介を行つた日から五年間

（外国銀行代理業務に関する報告書の様式等）

第百三十七条の十六 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による外国銀行代理業務に関する報告書は、別紙様式第十五号の三により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない

（新設）

（新設）

ない。

2 外国銀行代理金庫は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に外国銀行代理業務に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 外国銀行代理金庫は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 金融庁長官は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした外国銀行代理金庫が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は

(信用金庫代理業の許可の申請書の記載事項)

第百三十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

名称及び業務の種類	(1) (略) (2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。） 二 法人であるときは、次に掲げる事項 イ (略) ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類 (1) (略) (2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。） (3) (略) 三・四 (略) 2 (略) (信用金庫代理業の許可の審査) 第百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものと
(1) (略)	(2) (1)に掲げる法人等の子法人等 二 法人であるときは、次に掲げる事項 イ (略) ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類 (1) (略) (2) 当該法人の親法人等（令第十一条の二第二項に規定する親法人等をいう。） (3) (略) 三・四 (略) 2 (略) (信用金庫代理業の許可の審査) 第百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものと

する。

一〇三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 法第八十九条第一項又は第五項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により法第四条の免許を取り消され、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(2) (略)

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の

する。

一〇三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イハ (略)

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1) 法第八十九条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により法第四条の免許を取り消され、又は準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(2) (略)

(3) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条に

三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業

において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

(4) (10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業

法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へくち (略)

五・六 (略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第七十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第七十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へくち (略)

五・六 (略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第七十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第七十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第一百七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第一百七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫又は信用金庫代理業者(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫又は信用金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該金庫若しくは信用金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルという。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者

いう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同

とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の関

時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第七十条の七 令第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第七十条の十第一項各号に掲げる方法のうち金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者が使用するものの

二 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日

覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は金庫若しくは信用金庫代理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第七十条の七 令第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第七十条の十第一項各号に掲げる方法のうち金庫又は信用金庫代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事

を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第百七十条の九 (略)

- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第百七十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、

項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第百七十条の九 (略)

- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

- 二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第百七十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、

次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二（略）

2 前項各号に掲げる方法は、金庫又は外国銀行代理金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号

次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二（略）

2 前項各号に掲げる方法は、金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号

に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一・二 (略)

三 申出者が最初に当該金庫又は外国銀行代理金庫との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七十條の十三 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一・二 (略)

三 申出者が最初に当該金庫との間で特定預金等契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七十條の十三 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一・二 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

記載事項)

第七十條の十四 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第七十條の十五 準用金融商品取引法第三十七條各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

記載事項)

第七十條の十四 (略)

2 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の規定による承諾を行った金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第七十條の十五 準用金融商品取引法第三十七條各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一・二 (略)

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ（略）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ・ニ（略）

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第二百七十条の十六 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十六条第一項第二号に掲げる事項の文字又

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ（略）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする金庫又は信用金庫代理業者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ・ニ（略）

（特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容についての広告等の表示方法）

第二百七十条の十六 金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について広告等をするときは、令第十六条第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以

は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第百七十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）
第百七十条の十八 令第十六条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該金庫、外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 (略)

外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 金庫又は信用金庫代理業者がその行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第百七十条の十九第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十六条第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）
第百七十条の十八 令第十六条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

二 (略)

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第七十条の十九 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者又は当該金庫、外国銀行代理金庫若しくは信用金庫代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 (略)

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十条の二十一 (略)

2 (略)

3 金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第七十条の十九 令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金庫若しくは信用金庫代理業者又は当該金庫若しくは信用金庫代理業者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 (略)

2 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第七十条の二十一 (略)

2 (略)

3 金庫又は信用金庫代理業者は、契約締結前交付書面には、第七十条の二十五第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締

を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一 (略)

十二 当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三～十五 (略)

十六 顧客が当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法

十七・十八 (略)

2 (略)

(契約締結時交付書面の記載事項)

第七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～十一 (略)

十二 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が預入期間を延長する権利を有する特定預金等にあつては、当該権利が行使された場合に当該特定預金等の金利が市場金利を下回ることにより顧客に不利となるおそれがある旨

十三～十五 (略)

十六 顧客が当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法

十七・十八 (略)

2 (略)

(契約締結時交付書面の記載事項)

第七十条の二十六 特定預金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫の名称又は商号 二〇十 (略) 十一 顧客が当該金庫、当該外国銀行代理金庫の所属外国銀行又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法 2 (略) (禁止行為) 第一百七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇五 (略) 六 外国銀行代理金庫にあつては、第三百三十七条の十四各号に掲げる行為 七 (略)	一 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫の名称 二〇十 (略) 十一 顧客が当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫に連絡する方法 2 (略) (禁止行為) 第一百七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇五 (略) (新設) 六 (略)
---	---

改正案	現行
（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2 6 （略） 7 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 商品デリバティブ取引（当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（ただし、次に掲げる取引に限る。）をいう。） イ 差金の授受によって決済される取引 ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの (1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとしないこと。 (2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。 二 当事者が数量を定めた算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下この号及び第二	（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2 6 （略） 7 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 商品デリバティブ取引（当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（ただし、差金の授受によって決済される取引に限る。）をいう。） （新設） （新設） （新設） 二 当事者が数量を定めた算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下この号において

条の二において同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三（略）

8・9（略）

（信用協同組合の債券の募集又は管理の受託事業等）

第二条 法第九条の八第七項及び令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人とする。

（算定割当量の取得等）

第二条の二 法第九条の八第七項第七号及び第九条の九第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う事業とする。

（定款の変更の認可を要しない事項）

第二条の三 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は

同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。）

（新設）

（新設）

三（略）

8・9（略）

（信用協同組合の債券の募集又は管理の受託事業等）

第二条 法第九条の八第九項及び令第一条の八第一項に規定する内閣府令で定める者は、法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人とする。

（新設）

（定款の変更の認可を要しない事項）

第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は

、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第九條の七第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第四号に掲げる事業を含む。）に関する事項 二 法第九條の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行うおうとする場合（法第九條の九第六項の規定により同項第五号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十條の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項 三 法第九條の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第六号に掲げる事業を含む。）に関する事項 三の二 法第九條の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げる事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第七号に掲げる事業を含む。）に関する事項 四〃八（略）	、次の各号に掲げる事項とする。 一 法第九條の八第八項の規定により行う同項第一号に掲げる事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第三号に掲げる事業を含む。）に関する事項 二 法第九條の八第八項の規定により同項第二号に掲げる事業を行うおうとする場合（法第九條の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十條の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項 三 法第九條の八第九項の規定により行う同項に規定する事業（法第九條の九第六項の規定により行う同項第五号に掲げる事業を含む。）に関する事項 （新設） 四〃八（略）
---	--

改正案	現行
（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合） 第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。 一 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第三号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第四号に掲げる事業を含む。）に関する事項 二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合（同法第九条の九第六項の規定により同項第五号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項 三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第五号及び第六号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第六号に掲げる事業を含む。）に関する事項 三の二 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により行う同項第七号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第七号に掲げる事業を含む。）に関する事項	（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合） 第二条 法第三条第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。 一 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により行う同項第一号に掲げる事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第三号に掲げる事業を含む。）に関する事項 二 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合（同法第九条の九第六項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けて行うときにおけるこれらの事業に関する事項 三 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により行う同項に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同項第五号に掲げる事業を含む。）に関する事項 （新設）

四〇七 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 (略)

二〇四 (略)

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇二 (略)

二の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。)

三〇十四 (略)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に該当するものを除く。)

四〇七 (略)

(信用協同組合等の子会社の範囲等)

第四条 (略)

二〇四 (略)

5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一〇二 (略)

(新設)

三〇十四 (略)

十四の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産(不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。)に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第四号及び前二号に該当するものを除く。)

十四の三、十八の三 (略)

十八の四 中小企業等協同組合法第九条の八第七項第七号又は第九条の九第六項第七号に掲げる業務

(削る)

十八の五 (略)

十九、三十九 (略)

6、11 (略)

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
- 二・三 (略)

十四の三、十八の三 (略)

十八の四 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号において同じ。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の五 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

十八の六 (略)

十九、三十九 (略)

6、11 (略)

12 法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

- 一 第五項第一号から第十八号の六までに掲げる業務
- 二・三 (略)

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 （略）

九 第十条第五項の規定による新規事業分野開拓会社等（同項に規定する「新規事業分野開拓会社等」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 （略）

2・3 （略）

（証券専門会社等の業務等）

第十条 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二

(法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由)

第七条 法第四条の三第二項（法第四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～八 （略）

九 第十条第五項の規定による新規事業分野開拓会社（同項に規定する「新規事業分野開拓会社」をいう。）の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十・十一 （略）

2・3 （略）

（証券専門会社等の業務等）

第十条 法第四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

号に掲げる業務にあつては、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の二第七項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

2 （略）

3 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

二 （略）

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四 （略）

一～三 （略）

2 （略）

3 法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又は第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ （略）

二 （略）

（新設）

三 （略）

	五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五 条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十 三条第一項又は第十六条第一項に規定する認定を受けている会社 六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に 規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を 受けている会社	
	七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規 定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受 けている会社	（新設）
	八 合理的な経営改善のための計画（法第六条の四に規定する信用 組合等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条 第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十 三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法（昭和二十七年法 律第百八十七号）第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持 株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社 又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」と いう。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次 に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつ て、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況 が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会 社	（新設）
イ	当該債務の全部又は一部を免除する措置	
ロ	当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する	

措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

4
(略)

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数

4
(略)

5 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号、第四条の三第七項、第四条の四第一項第七号又は第四条の五第二項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える

を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6・7 (略)

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等（外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。次号ロにおいて同じ。）

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

6・7 (略)

(信用協同組合代理業の許可の申請書の記載事項)

第七十八条 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略)

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ (略)

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は名称及び業務の種類

(1) (略) (2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいい、外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有していない者を除く。）	(3) (略) 三・四 (略) 2 (略)	(信用協同組合代理業の許可の審査) 第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 一 三 (略) 四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。 イ ハ (略) ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
---	--	---

(1) (略) (2) 当該法人の親法人等（令第三条の二第二項に規定する親法人等をいう。）	(3) (略) 三・四 (略) 2 (略)	(信用協同組合代理業の許可の審査) 第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 一 三 (略) 四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。 イ ハ (略) ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者
---	--	---

(1)・(2) (略)

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5)・(10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫

(1)・(2) (略)

(3) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第三十六條の五第一項の許可を取り消された場合

(4) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5)・(10) (略)

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫

法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第二項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第二項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ（略）

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) （略）

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又

法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第二項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第二項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ（略）

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) (3) （略）

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又

は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イゝへ (略)

ト 商品取引所法第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 (略)

(届出事項)

第百十一條 法第七條の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一ゝ二十一 (略)

は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二條の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) (10) (略)

チ (略)

五・六 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第百十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イゝへ (略)

ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引に係る権利

三 (略)

(届出事項)

第百十一條 法第七條の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一ゝ二十一 (略)

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）。

イ・ロ （略）

ハ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものをいう。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ニ （略）

二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十五 （略）

2
7 （略）

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）。

イ・ロ （略）

ハ 出張所（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて事業が行われているものをいう。）の廃止をする場合

ニ （略）

二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の二第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十五 （略）

2
7 （略）

改正案	現行
目次 第一編（略） 第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者 第一章～第七章（略） 第八章 解散、合併、会社分割及び清算 第一節～第二節の二（略） 第三節 清算（<u>第百六条―第百十四条の八</u>） 第九章 外国保険業者 第一節～第四節（略） 第五節 雑則（<u>第百七十七条の二・第百七十八条</u>） 第六節（略） 第十章～第十二章（略） 第三編 保険募集 第一章～第三章（略） 第四章 業務（<u>第二百二十七条の二―第二百三十五条の二</u>） 第五章（略） 第四編（略） 附則	目次 第一編（略） 第二編 保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者 第一章～第七章（略） 第八章 解散、合併、会社分割及び清算 第一節～第二節の二（略） 第三節 清算（<u>第百六条―第百十四条</u>） 第九章 外国保険業者 第一節～第四節（略） 第五節 雑則（<u>第百七十八条</u>） 第六節（略） 第十章～第十二章（略） 第三編 保険募集 第一章～第三章（略） 第四章 業務（<u>第二百二十七条の二―第二百三十五条</u>） 第五章（略） 第四編（略） 附則

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第一条の七 法第二条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 保険持株会社等（保険持株会社又は少額短期保険持株会社（法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）

の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該保険持株会社等の議決権の数を当該保険持株会社等の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社等の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該保険持株会社等及び当該保険持株会社等の子会社等（保険持株会社にあつては法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいい、少額短期保険持株会社にあつては法第二百七十二条の四十第一項に規定する子会社等をいう。次号において同じ。）が保有する当該保険持株会社等の子会社である保険会社等の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 法第二条の二第一項第二号から第六号までの規定中「保険会社等」を「保険持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権

(連結基準対象会社等に準ずる者)

第一条の七 法第二条の二第一項第七号に規定する内閣府令で定める者及び内閣府令で定めるところにより計算される数は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

一 保険持株会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者（法第二条の二第一項第一号に掲げる者を含み、同項第二号から第六号までに掲げる者を除く。）その保有する当該保険持株

会社の議決権の数を当該保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数を乗じて得た数又は当該者、当該保険持株会社及び当該保険持株会社の子会社等（法第二百七十一条の二十四第一項に規定する子会社等をいう。）が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社等の議決権の数を合算して得た数のうちいずれか少ない数

二 法第二条の二第一項第二号から第六号までの規定中「保険会社等」を「保険持株会社」と読み替えて適用することとしたならば当該各号に掲げる者となる者（当該各号に掲げる者及び前号に掲げる者を除く。）それぞれ当該各号に定める議決権の

の数に当該議決権に係る株式を発行した保険持株会社等の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社等の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数に乗じて得た数又は当該者、当該者の連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二百八条において同じ。）、「当該保険持株会社等及び当該保険持株会社等の子会社等」が保有する当該保険持株会社等の子会社である保険会社等の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一・二 （略）

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為（計算規則第二条第三項第三十三号に規定する吸収型

数を当該議決権に係る株式を発行した保険持株会社の総株主の議決権の数で除して得た数に当該保険持株会社の子会社である保険会社等の総株主の議決権の数に乗じて得た数又は当該者及びその連結する会社等、当該者に係る会社等集団（同項第三号に規定する会社等集団をいう。）に属する会社等、当該者の合算議決権数（同項第五号に規定する合算議決権数をいう。）を計算する場合においてその保有する議決権を合算若しくは加算する会社等若しくは個人若しくは当該者の共同保有者（同項第六号に規定する共同保有者をいう。第二百八条において同じ。）が保有する当該保険持株会社の子会社である保険会社等の議決権の数をそれぞれ合算して得た数のうちいずれか少ない数

（最終事業年度の末日後に生ずる控除額）

第十九条の三 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十六条第七号（剰余金の額）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第四号までに掲げる額の合計額から第五号及び第六号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一・二 （略）

三 最終事業年度の末日後に保険業を営む株式会社が吸収型再編受入行為（計算規則第二条第三項第三十三号に規定する吸収型

再編受入行為をいう。以下この条及び第十九条の四において同じ。）に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六条第二号に掲げる額

四〇六（略）

2・3（略）

（臨時計算書類の利益の額）

第十九条の三の二 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二号イ（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額は、臨時計算書類（会社法第四百四十一条第一項（臨時計算書類）に規定する臨時計算書類をいう。次条第五号において同じ。）の損益計算書に計上された当期純損益金額（零以上の額に限る。）とする。

（その他減ずるべき額）

第十九条の四 法第十七条の六第三項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号及び第九号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一〇四（略）

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日。次号及び第九号において同じ。）後に二以上の臨時

再編受入行為をいう。以下この条及び次条において同じ。）に際して処分する自己株式に係る会社法第四百四十六条第二号に掲げる額

四〇六（略）

2・3（略）

（新設）

第十九条の四 法第十七条の六第四項の規定により読み替えて適用する会社法第四百六十一条第二項第六号（配当等の制限）に規定する内閣府令で定める各勘定科目に計上した額の合計額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号から第十号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一〇四（略）

五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、成立の日。次号及び第九号において同じ。）後に二以上の臨時

計算書類を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る会社法第四百六十一条第二号に掲げる額（同号に掲げる額のうち、吸収型再編受入行為及び特定募集（次の要件のいずれにも該当する場合における口の募集をいう。以下この条において同じ。）に際して処分する自己株式に係るものを除く。）から同項第五号に掲げる額を減じて得た額

イハ（略）

六九（略）

（削る）

計算書類（会社法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この条において同じ。）を作成した場合における最終の臨時計算書類以外の臨時計算書類に係る会社法第四百六十一条第二号に掲げる額（同号に掲げる額のうち、

吸収型再編受入行為及び特定募集（次の要件のいずれにも該当する場合における口の募集をいう。以下この条において同じ。）に際して処分する自己株式に係るものを除く。）から同項第五号に掲げる額を減じて得た額

イハ（略）

六九（略）

十 保険業を営む株式会社が組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）又は吸収合併継続株式会社（法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併継続株式会社をいう。第八章第二節（第一百条の二の二十二、第一百一条の二の二十四、第一百三十一条ホ及び第一百三十二条の二第一号ホを除く。）において同じ。）若しくは新設合併設立株式会社（法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。第八章第二節において同じ。）であるときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額

イ 貸借対照表上の純資産額に次の(1)から(4)までに掲げる額の合計額を加算して得た額から次の(5)及び(6)に掲げる額の合計額を減じて得た額

(1) 会社法第四百六十一条第二項第三号に掲げる額

(計算書類等の備置き)

第二十三条の十一 (略)

2 会計参与は、当該会計参与である公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項（外国で資格を有する者の特例）に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所（会計参与が税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第三項（税理士の業務）の規定により税理士又は税理士法人の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者であるときは、その従事する税理士事務所又は所属税理士法人の事務所）の場所の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。

3・4 (略)

(計算書類等の備置き)

第二十三条の十一 (略)

2 会計参与は、当該会計参与である公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人の事務所（会計参与が税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第三項（税理士の業務）の規定により税理士又は税理士法人の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者であるときは、その従事する税理士事務所又は所属税理士法人の事務所）の場所の中から会計参与報告等備置場所を定めなければならない。

3・4 (略)

(2) 会社法第四百六十一条第二項第四号に掲げる額
(3) 会社法第四百六十一条第二項第五号に掲げる額
(4) 計算規則第百八十六条に規定する額
(5) 会社法第四百六十一条第二項第一号に掲げる額
(6) 会社法第四百六十一条第二項第二号に掲げる額
ロ 法第九十一条第一項の組織変更剰余金額並びに法第六十条第四項及び第百六十五条第六項において読み替えて準用する法第九十一条第一項の合併剰余金額に相当する額の合計額

(計算関係書類の監査の通則)

第二十六条 (略)

2 前項に規定する監査には、公認会計士法第二条第一項(公認会計士の業務)に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 組織変更をする株式会社が株券発行会社であるときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

(計算関係書類の監査の通則)

第二十六条 (略)

2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項に規定する監査のほか、計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇九 (略)

十 組織変更をする株式会社が株券発行会社であるときは、法第六十九条第六項において準用する会社法第二百九条第一項本文(株券の提出に関する公告等)の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第六十九条第六項において準用する会社法第二百九十三条第一項(株券の提出に関する公告等)の規定による公告をしたことを証する書面又は法第六十九条第六項において準用する会社法第二百九十三条第一項に規定する新株予約権証券を発行

十二 法第七十一条において準用する会社法第七十七条第三項又は第四項の通知又は公告をしたことを証する書面

十三～十八 (略)

十九 法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役（組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役）となるべき者の調査報告書又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項の規定により選任された者の調査報告書並びにこれらの附属書類

二十・二十一 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画)

第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社（同項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）の第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

(組織変更剰余金額の計算等)

第四十五条 法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更をする相互会社の組織変更時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうち

していないことを証する書面

十二 法第七十一条において準用する会社法第七十七条第三項又は第四項（新株予約権買取請求）の通知又は公告をしたことを証する書面

十三～十八 (略)

十九 法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役（組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役）となるべき者の調査報告書又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項（設立時取締役等が発起人である場合の特則）の規定により選任された者の調査報告書並びにこれらの附属書類

二十・二十一 (略)

(相互会社から株式会社への組織変更に係る組織変更計画)

第四十二条 法第八十六条第四項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、組織変更後株式会社の第四十五条の二に規定する準備金に関する事項とする。

(組織変更剰余金額の計算等)

第四十五条 法第九十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、組織変更をする相互会社の組織変更時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうち

に第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。	一・二 (略)	2 (略)	(資本準備金等の額)	第四十五条の二 法第九十一条第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	一・二 (略)	(金銭債権の証書の範囲)	第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。	一・五 (略)	六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業(銀行法第二条第二項(定義等)に規定する銀行業をいう。以下同じ。)を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの	七 (略)	(金融等デリバティブ取引)	第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
に第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。	一・二 (略)	2 (略)	(資本準備金等の額)	第四十五条の二 法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	一・二 (略)	(金銭債権の証書の範囲)	第五十二条 法第九十八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める証書は、次に掲げる証書とする。	一・五 (略)	六 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの	七 (略)	(金融等デリバティブ取引)	第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

2 法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは	一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。） イ 差金の授受によって決済される取引 ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすもの (1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。 (2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生する危険を負担しないこと。 二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項（定義）に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ 差金の授受によって決済される取引 ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三 （略）
---------------------------------------	---

2 法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは	一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。） （新設） （新設） （新設） 二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。） （新設） （新設） （新設） 三 （略）
---------------------------------------	---

、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九條第一項（店頭商品先物取引）に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

（算定割当量の取得等）

第五十二條の四の二 法第九十九條第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十二條の十三の六 （略）

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 （略）

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十三條の五の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若し

、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第三百四十九條第一項に規定する店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

（新設）

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十二條の十三の六 （略）

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 （略）

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十三條の五の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ

くは口若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

四 (略)

3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第五十二条の十三の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号から第四号まで及び第六号を除く。)に掲げる事項を工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、契約締結前交付書面には、第五十二条の十三の二十三第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号から第四号まで及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

四 (略)

3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第五十二条の十三の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、契約締結前交付書面には、第五十二条の十三の二十三第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十二条の十三の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ (略)

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第五十二条の十三の二十四第二号ハにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一・三 (略)

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第五十二条の十三の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。

イ (略)

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(以下第五十二条の十三の二十四までにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 (略)

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一・三 (略)

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が

終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条の六第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ （略）

五 （略）

3 （略）

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二 （略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するものの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政

終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、委託者の承諾（令第十三条の六第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は委託者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ・ロ （略）

五 （略）

3 （略）

（特定取引勘定）

第五十三条の六の二 （略）

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するものの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

一 有価証券の売買（国債等（国債、地方債又は政府保証債（政

府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号（定義）に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに同法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イ（通則）に掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二（略）

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第九十八条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。）同法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号（短期社債に類する有価証券等）及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）

府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）金融商品取引法第二条第一項第四号、第五号及び第八号に掲げる有価証券（同項第四号及び第五号に掲げる有価証券にあつては、法第九十八条第六項第一号に掲げる短期社債、同項第五号に掲げる短期社債及び同項第六号に掲げる特定短期社債に係るものを除く。以下この号において「特定取引債券」という。）又は外国若しくは外国の法人の発行する証券若しくは証書で国債等若しくは特定取引債券の性質を有するものの売買並びに同法第二十八条第八項第三号イ及び第四号イに掲げる取引に限る。）及び有価証券関連デリバティブ取引（同項第三号イ及び第四号イに掲げる取引並びに第十四号及び第十五号に掲げるものを除く。）

二（略）

三 金融商品取引法第二条第一項第四号に掲げる有価証券（法第九十八条第五項に規定する特定短期社債に係るものを除く。）同法第二条第一項第八号及び第十三号に掲げる有価証券並びに同項第五号に掲げる有価証券（短期社債に係るものを除く。以下この号において同じ。）及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）で金融商品取引法施行令第十五条の十七第一項第二号及び同条第三項に規定する有価証券（以下この号及び第五項において「資産対応証券」という。）の引受け（資産対応証券の発行に

の引受け（資産対応証券の発行に際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四〇十五（略）

十六 法第九十九条第二項第四号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十七（略）

3（略）

4 前項の行為には、一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十七号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5（略）

（証券専門会社等の業務等）

第五十六条 法第六十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務（同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部

際して当該資産対応証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が不在の場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第五項において同じ。）

四〇十五（略）

（新設）

十六（略）

3（略）

4 前項の行為には、一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第二項第一号から第四号の二まで及び第十五号に掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。）を含むものとする。

5（略）

（証券専門会社等の業務等）

第五十六条 法第六十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

分に限る。）に掲げるもの並びに商品取引所法第二条第十六項（定義）に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十二条の三第一項第一号及び第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。）のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号まで（定義）に掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二（金融商品取引業となる行為）に規定する行為を行う業務

二 （略）

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 四 （略）

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為並びに金融商品取引法施行令第一条の十二に規定する行為を行う業務

二 （略）

三 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については法第百六条第二項第八号に規定する信託子会社等（以下「信託子会社等」という。）を有する場合に限る。

2 法第百六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 四 （略）

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号の三及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3
(略)

4 法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項（定義）に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ
(略)

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号（定義）に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二
(略)

五 次条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）。ただし、同項第三十四号及び第三十五号に掲げる業務については、法第百六条第二項第六号に規定する銀行子会社等を有する場合に限り、次条第二項第四十一号から第四十五号までに掲げる業務については信託子会社等を有する場合に限る。

3
(略)

4 法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。

一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後五年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ
(略)

ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額

二
(略)

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項（経営革新計画の承認）に規定する承認を受けている会社	四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項（異分野連携新事業分野開拓計画の認定）に規定する認定を受けている会社	五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項（事業再構築計画の認定）、第七条第一項（共同事業再編計画の認定）、第九条第一項（経営資源再活用計画の認定）、第十一条第一項（技術活用事業革新計画の認定）、第十三条第一項（経営資源融合計画の認定）又は第十六条第一項（事業革新設備導入計画の認定）に規定する認定を受けている会社	六 民事再生法第二条第三号（定義）に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社	七 会社更生法第二条第二項（定義）に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社	八 合理的な経営改善のための計画（保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行等（法第二百七十五条第一項第一号に規定する銀行等をいう。）、保険持株会社、銀行持株会社（銀行法第二条第十三項（定義等）に規定する銀行持株会社をいう。次条第二項第三十五号において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）に規定する長期信用銀行持株会社をい
（新設）	三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定を受けている会社	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

う。次条第二項第三十五号において同じ。）又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

5

（略）

6 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第五十八条の二第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に

5

（略）

6 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第五十八条の二第六号において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しない

該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7
(略)

8 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信

ものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第七章及び第八章において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7
(略)

8 法第百六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として保険会社、その子会社又は第三項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 法第百六条第一項第五号に規定する証券専門会社（以下「証券専門会社」という。）、同項第六号に規定する証券仲介専門会社（以下「証券仲介専門会社」という。）又は同項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）及び同項第七号に規定する信

託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六十六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第六十六条第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六十六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第六十六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号の三から第四十号までを

託専門会社（以下「信託専門会社」という。）又は同項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（銀行業を営む外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号及び第三十五号を除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六十六条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定する会社を有しない場合に限る。次号及び第三号を除き、以下この条において同じ。）

二 証券専門会社、証券仲介専門会社又は法第六十六条第一項第十号に規定する有価証券関連業を行う外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第六十六条第一項第一号から第四号まで、第七号から第九号まで及び第十一号に規定する会社を有しない場合に限る。）

三 信託専門会社又は法第六十六条第一項第十一号に規定する信託業を営む外国の会社（保険業を行う外国の会社に該当するものを除く。）を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号（第三十四号から第四十号までを除く

除く。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第百六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第百六条第一項第十二号及び第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五 (略)

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号の三、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むものの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行(同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)又は信託専門会社の子会社のうち次条第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十六号から第四十号まで(当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号の三から第四

。)に掲げる業務を営むもの(子会社として法第百六条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する会社を有しない場合に限る。)

四 法第百六条第一項第十二号及び第十三号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

五 (略)

六 法第百六条第二項第七号ハに規定する当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち次条第八項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十四号、第三十五号及び第四十一号から第四十五号までを除く。)に掲げる業務を営むもの

七 法第百六条第二項第八号ニに規定する当該保険会社の子会社である信託兼営銀行(同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。)又は信託専門会社の子会社のうち次条第九項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号(第三十六号から第四十号まで(当該持株会社が信託兼営銀行の子会社でない場合には第三十四号から第四十号

十号まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

9 法第二十五条第十五項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 法第六十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十四（略）

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六（略）

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 五（略）

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項（定義）に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号（業務の範囲）に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準をすべて満たす場合に限る。）

五の三（略）

五の四 保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十五条の二十一第二項各号（特定金融商品取引業務を行う者）に掲げる者（役員又は使用人として所属している者に限る。）が

まで）を除く。）に掲げる業務を営むもの

9 法第二十五条第十五項の規定は、第六項に規定する議決権について準用する。

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 法第六十六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 二十四（略）

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六（略）

2 法第六十六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 五（略）

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準をすべて満たす場合に限る。）

五の三（略）

五の四 保険会社からの委託を受けて金融商品取引法施行令第十五条の二十一第二項各号に掲げる者（役員又は使用人として所属している者に限る。）が行う金融商品取引法第三十三条の八

行う金融商品取引法第三十三条の八第二項（信託業務を営む場合等の特例等）に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

六〇十三 （略）

十三の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの（宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。）

十四〇十六 （略）

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号（定義）に掲げる行為を行う業務

十八〇二十一 （略）

二十二 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項（定義）に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

二十二の二〇二十六 （略）

二十六の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号まで（特定資産の範囲）に掲げる資産に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）

第二項に規定する特定金融商品取引業務を支援する業務

六〇十三 （略）

（新設）

十四〇十六 （略）

十七 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為を行う業務

十八〇二十一 （略）

二十二 前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第二条第四項に規定する自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務

二十二の二〇二十六 （略）

二十六の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産（不動産、不動産の賃借権及び地上権を除く。）に対する投資として、他人のため金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（第十七号及び前二号に該当す

を行う業務（第十七号及び前二号に該当するものを除く。）

二十六の三、三十三（略）

三十三の二 法第九十九条第二項第四号に掲げる業務

（削る）

三十三の三（略）

三十四（略）

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項（事業）に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の四第二項（信用事業規程）に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（第四十一号に該当するものを除く。）

るものを除く。）

二十六の三、三十三（略）

三十三の二 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

三十三の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

三十三の四（略）

三十四（略）

三十四の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第十一条の四第二項に規定する信用事業（第四十一号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫の業務（第四十一号に該当するものを除く。）の代理

するものを除く。)の代理又は媒介

三十四の三 (略)

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは子会社対象会社に該当する会社(銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。)の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

三十六～四十三 (略)

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号まで(兼営の認可)に掲げる業務(第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項(業務の範囲)の承認を受けた業務に係るものに限る。)

四十五 (略)

四十六 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長

又は媒介

三十四の三 (略)

三十五 主として銀行持株会社、長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)若しくは子会社対象会社に該当する会社(銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。)の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務及び計算受託業務

三十六～四十三 (略)

四十四 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務(第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除き、当該業務を行う会社を子会社とする保険会社又は当該業務を行う会社を子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合における当該業務の範囲については、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。)

四十五 (略)

四十六 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものと

官が定める業務	四十七 (略)	3 3 10 (略)	(法第七百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由) 第五十八條の二 法第七百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	一〇八 (略)	九 第五十六條第六項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。	十・十一 (略)	2・3 (略)	(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等) 第五十九條の二 法第一百一十條第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	一〇四 (略)	五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）	イ (略)
して金融庁長官が定める業務	四十七 (略)	3 3 10 (略)	(法第七百七条第一項の規定が適用されないこととなる事由) 第五十八條の二 法第七百七条第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。	一〇八 (略)	九 第五十六條第五項の規定による新規事業分野開拓会社の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。	十・十一 (略)	2・3 (略)	(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等) 第五十九條の二 法第一百一十條第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	一〇四 (略)	五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）	イ (略)

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻^{たん}先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(2) (4) (略)

ハ ッヌ (略)

2 (略)

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ ッチ (略)

リ イからチまでに掲げるもののほか、法人若しくは法人に準ずるもの（以下このリにおいて「団体」という。）又は被保険団体（同一の保険契約に属する被保険者の集団をいう。以

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻^{たん}先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

(2) (4) (略)

ハ ッヌ (略)

2 (略)

（事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出）

第八十三条 法第二百二十三条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 生命保険会社の次に掲げる保険契約に係る法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

イ ッチ (略)

リ イからチまでに掲げるもののほか、法人若しくは法人に準ずるもの（以下このリにおいて「団体」という。）又は被保険団体（同一の保険契約に属する被保険者の集団をいう。以

下このリにおいて同じ。)の代表者を保険契約者とし、原則として当該団体又は当該被保険団体を構成する者を十人以上被保険者とする保険契約であつて、被保険者の年金支払開始日以降当該被保険者が生存している期間中又は当該保険契約において年金を受け取るべき者(以下このリにおいて「受取人」という。)が生存している期間中又は当該保険契約で定める期間中、当該被保険者に係る年金を当該被保険者又は当該受取人に支払うことを約する保険契約(第百六十四条において「団体等年金保険契約」という。)

ヌゝカ (略)

二・三 (略)

(届出事項等)

第八十五条 (略)

2 法第二条第十五項の規定は、前項第七号から第七号の三まで及び第七号の六に規定する議決権について準用する。

3 (略)

4 第一項第九号又は第十号の二に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

5・6 (略)

(合併剰余金額の計算等)

下このリにおいて同じ。)の代表者を保険契約者とし、原則として当該団体又は当該被保険団体を構成する者を十人以上被保険者とする保険契約であつて、被保険者の年金支払開始日以降当該被保険者が生存している期間中又は当該保険契約において年金を受け取るべき者(以下このリにおいて「受取人」という。)が生存している期間中又は当該保険契約で定める期間中、当該被保険者に係る年金を当該被保険者又は当該受取人に支払うことを約する保険契約(第百六十四条において「団体等年金保険契約」という。)

ヌゝカ (略)

二・三 (略)

(届出事項等)

第八十五条 (略)

2 法第二条第十五項の規定は、前項第七号から第七号の六までに規定する議決権について準用する。

3 (略)

4 第一項第九号に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

5・6 (略)

(合併剰余金額の計算等)

第百一条 法第百六十四条第四項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、消滅相互会社の合併時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一・二 (略)

2 吸収合併存続株式会社(法第百六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節(第百一条の二の十二、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。)において同じ。)又は新設合併設立株式会社(法第百六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。)において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一・五 (略)

(吸収合併存続株式会社の事後開示事項)

第百一条の二の十一 法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 吸収合併存続株式会社における法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定、法第

第百一条 法第百六十四条第四項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十一条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、消滅相互会社の合併時における純資産額として計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一・二 (略)

2 吸収合併存続株式会社又は新設合併設立株式会社において、次に掲げる事由により貸借対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合には、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

一・五 (略)

(吸収合併存続株式会社の事後開示事項)

第百一条の二の十一 法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 吸収合併存続株式会社における法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項並びに第百六

百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第七百九十七条第五項から第七項までの規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定並びに法第百六十五条の十二において準用する会社法第七百九十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過
四〇七（略）

（会社分割に係る公告事項）

第百五条の三 法第百七十三条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 吸収分割会社（法第百七十三条の四第一項第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この条において同じ。）又は新設分割会社（同項第三号に規定する新設分割会社をいう。以下この条及び第百五条の五の三第三号において同じ。）に対する金銭等の割当てに関する事項

三・四（略）

（吸収分割株式会社の事後開示事項）

第百五条の五 法第百七十三条の四第十項の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十一条第一項第一号（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

十五条の五第一項の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定による手続の経過

四〇七（略）

（会社分割に係る公告事項）

第百五条の三 法第百七十三条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 吸収分割会社（法第百七十三条の四第一項第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この条において同じ。）又は新設分割会社（同項第三号に規定する新設分割会社をいう。以下この条において同じ。）に対する金銭等の割当てに関する事項

三・四（略）

第百五条の五 削除

定める事項とする。

一 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社の場合 次に掲げる事項

イ 吸収分割が効力を生じた日

ロ 吸収分割株式会社における会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過

ハ 吸収分割承継会社（法第七百七十三条の四第一項第二号に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この条において同じ。

）における会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定及び法第七百七十三条の四第一項から第八項まで又は会社法第七百九十九条（債権者の異議）（同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

ニ 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

ホ 会社法第九百二十三条（吸収分割の登記）の変更の登記をした日

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

二 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社以外の株式会社の場合 次に掲げる事項

イ	吸収分割が効力を生じた日
ロ	吸収分割株式会社における会社法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条（債権者の異議）の規定による手続の経過
ハ	保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社における会社法第七百九十七条の規定及び法第七百七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過
ニ	吸収分割により保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項
ホ	会社法第九百二十三条の変更の登記をした日
ヘ	イからホまでに掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項
(吸収分割承継株式会社の事後開示事項)	
第百五条の五の二 法第七百七十三条の四第十項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一条第二項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
一	吸収分割が効力を生じた日
二	吸収分割合同会社（会社法第七百九十三条第二項（持分会社の手続）に規定する吸収分割合同会社をいう。第四号において同じ。）における同項において準用する同法第七百八十九条（

（新設）

債権者の異議）の規定による手続の経過

三 吸収分割承継株式会社における会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定及び法第七百七十三条の四第一項から第八項までの規定による手続の経過

四 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割合同会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 会社法第九百二十三条（吸収分割の登記）の変更の登記をした日

六 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

（新設分割株式会社の事後開示事項）

第一百五條の五の三 法第七十三條の四第十項の規定により読み替えて適用する会社法第八十一条第一号（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設分割が効力を生じた日

二 会社法第八十六条（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第七十三條の四第一項から第八項まで又は会社法第八十条（債権者の異議）（同法第八十三条第二項（持分会社の手続）において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

三 新設分割により新設分割設立会社（会社法第七百六十三条（株式会社を設立する新設分割計画）に規定する新設分割設立会

（新設）

社をいう。)が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

(デリバティブ取引)

第四百四十二条の二の二 法第百九十九条において準用する法第九十八条第一項第六号及び第七号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の二の二に規定するものとする。

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 (略)

254 (略)

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一5七 (略)

八 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が主要株主基準値以内となる場合における株式又は持分の取得

6 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)
第二百十条の七 (略)

(新設)

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする場合の認可の申請等)

第二百九条 (略)

254 (略)

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一5七 (略)

八 元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有

6 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)
第二百十条の七 (略)

2 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 二十四 (略)

二十五 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 (略)

3 5 (略)

6 前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数という。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における

2 法第二百七十一条の二十二第一項第十二号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 二十四 (略)

二十五 その他第一号から前号までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務

二十六 (略)

3 5 (略)

6 前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しない。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数という。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議

る基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7
7 10 (略)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の締結の届出等)

第二百十一条の十一 少額短期保険業者は、保証委託契約を締結したときは、別紙様式第十六号の四により作成した保証委託契約締結届出書に契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2 少額短期保険業者は、令第三十八条の五第三号の規定による承認

(以下この条において「承認」という。)を受けようとするときは、当該承認に係る保証委託契約を解除しようとする日又はその内容を変更しようとする日の一月前までに、別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3
3・4 (略)

第二百十一条の十六 第二百十一条の十(第一項を除く。)及び第

決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

7
7 10 (略)

(供託金の全部又は一部に代わる契約の締結の届出等)

第二百十一条の十一 少額短期保険業者は、保証委託契約を締結したとき(令第三十八条の五第三号の規定による承認(以下この条において「承認」という。))を受けて当該保証委託契約の内容を変更したときを含む。)は、別紙様式第十六号の四により作成した保証委託契約締結届出書に契約書の写し及び供託金等内訳書を添付して金融庁長官等に届け出るとともに、契約書正本を提示しなければならない。

2 少額短期保険業者は、承認を受けようとするときは、当該承認

に係る保証委託契約を解除しようとする日又はその内容を変更しようとする日の一月前までに、別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3
3・4 (略)

第二百十一条の十六 第二百十一条の十(第一項を除く。)及び第

二百十一條の十一（第一項を除く。）の規定は、法第二百七十二條の六第一項の少額短期保険業者責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）について準用する。この場合において、第二百十一條の十第二項中「法第二百七十二條の五第一項、第二項、第四項若しくは第八項又は少額短期保険業者供託金規則第十四條第六項若しくは第十五條第一項の規定により供託をした者（以下この条において「供託者」という。）」とあり、及び同条第三項中「供託者」とあるのは「法第二百七十二條の六第二項の規定により供託をした少額短期保険業者」と、同条第四項中「前二項」とあり、及び同条第五項中「第二項及び第三項」とあるのは「第二百十一條の十六において読み替えて適用する第二百十一條の十第二項及び第三項」と、第二百十一條の十一第二項中「令第三十八條の五第三号」とあるのは「令第三十八條の八第一項第三号」と、「別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書」とあるのは「別紙様式第十六号の九により作成した責任保険契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の十により作成した責任保険契約変更承認申請書」と、同条第四項中「別紙様式第十六号の七により作成した保証委託契約解除届出書」とあるのは「別紙様式第十六号の十一により作成した責任保険契約解除届出書」と、「別紙様式第十六号の八により作成した保証委託契約変更届出書」とあるのは「別紙様式第十六号の十二により作成した責任保険契約変更届出書」と読み替えるものとする。

二百十一條の十一（第一項を除く。）の規定は、法第二百七十二條の六第一項の少額短期保険業者責任保険契約（以下「責任保険契約」という。）について準用する。この場合において、第二百十一條の十第二項中「法第二百七十二條の五第一項、第二項、第四項若しくは第八項又は少額短期保険業者供託金規則第十四條第六項若しくは第十五條第一項の規定により供託をした者（以下この条において「供託者」という。）」とあり、及び同条第三項中「供託者」とあるのは「法第二百七十二條の六第二項の規定により供託をした少額短期保険業者」と、同条第四項中「前二項」とあり、及び同条第五項中「第二項及び第三項」とあるのは「第二百十一條の十六において読み替えて適用する第二百十一條の十第二項及び第三項」と、第二百十一條の十一第二項中「承認」とあるのは「令第三十八條の八第一項第三号の規定による承認」と、「別紙様式第十六号の五により作成した保証委託契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の六により作成した保証委託契約変更承認申請書」とあるのは「別紙様式第十六号の九により作成した責任保険契約解除承認申請書又は別紙様式第十六号の十により作成した責任保険契約変更承認申請書」と、同条第四項中「別紙様式第十六号の七により作成した保証委託契約解除届出書」とあるのは「別紙様式第十六号の十一により作成した責任保険契約解除届出書」と、「別紙様式第十六号の八により作成した保証委託契約変更届出書」とあるのは「別紙様式第十六号の十二により作成した責任保険契約変更届出書」と読み替えるものとする。

第二百十一条の二十八 法第二百七十二条の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

一 農業協同組合法第十条第三号（事業）の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会への貯金

二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号（事業の種類）の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号（事業の種類）の事業を行う漁業協同組合並びに同法第九十三条第一項第二号（事業の種類）の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号（事業の種類）の事業を行う水産加工業協同組合連合会への貯金

三（略）

（少額短期保険業者の子会社の範囲等）

第二百十一条の三十四 法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一（二十）（略）

二十一 主として少額短期保険持株会社、少額短期保険子会社対象会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

第二百十一条の二十八 法第二百七十二条の十二第三号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるもの（外貨建てのものを除く。）とする。

一 農業協同組合法第十条第三号（信用事業）の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会への貯金

二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号（信用事業）の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会への貯金

三（略）

（少額短期保険業者の子会社の範囲等）

第二百十一条の三十四 法第二百七十二条の十四第一項に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一（二十）（略）

二十一 主として少額短期保険持株会社（法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。以下同じ。）若しくは、少額短期保険子会社対象会社若しくは保険募集人の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売

二十二～二十五 (略) 2・3 (略)	(少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由) 第二百十一条の七十一 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。	一～七 (略) 八 元本補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が主要株主基準値以内となる場合における株式又は持分の取得 2 (略)	(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為) 第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～十二 (略)	十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者(銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)第六条第一項(銀行法施行令の準用)において準用する場合を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法施行令(平成十九年政令第三
を含む。)を行う業務及び計算受託業務 二十二～二十五 (略) 2・3 (略)	(少額短期保険主要株主に係る承認を要しない事由) 第二百十一条の七十一 法第二百七十二条の三十一第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。	一～七 (略) 八 元本補てんのない信託に係る信託財産としての株式の所有 2 (略)	(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為) 第二百三十四条 法第三百条第一項第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～十二 (略)	十三 特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行等の特定関係者(銀行法施行令第四条の二第一項第一号から第十号まで(長期信用銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十二号)第六条第一項において準用する場合を含む。)、信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号)第十一条の二第一項第一号、

百六十七号) 第七条第一項第一号及び第二号(商工組合中央金庫の特定関係者)、信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第百四十二号) 第十一条の二第一項第一号(金庫の特定関係者)、労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第百四十六号) 第五条の二第一項第一号(金庫の特定関係者)、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第百四十四号) 第三条の二第一項第一号(信用協同組合等の特定関係者)、農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第百七十一号) 第五条の八各号(組合と特殊の関係のある者) (第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号) 第十条第一項第一号(法第十一条の二の三第三号の主務省令で定める特殊の関係のある者) に掲げる者に限る。)、水産業協同組合法施行令(平成五年政令第百二十八号) 第九条第一項第一号(組合等の特定関係者)並びに農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第百八十五号) 第八条第一項第一号(農林中央金庫の特定関係者)に規定する者をいう。以下この項において同じ。) 又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四〇十九 (略)

労働金庫法施行令(昭和五十七年政令第百四十六号) 第五条の二第一項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第百四十四号) 第三条の二第一項第一号、農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第百七十一号) 第五条の七各号(第三号にあつては、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省・農林水産省令第一号) 第十条第一項第一号に掲げる者に限る。)、水産業協同組合法施行令(平成五年政令第百二十八号) 第九条第一項第一号及び農林中央金庫法施行令(平成十三年政令第百八十五号) 第八条第一項第一号に規定する者をいう。以下この項において同じ。) 又はその役員若しくは使用人が、自己との間で保険契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら保険募集をする行為

十四〇十九 (略)

2
(略)

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。））、株式会社商工組合中央金庫法施行令第七条第一項第三号（同号に規定する代理組合等を除く。）及び第四号、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。））、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。）、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）、農林中央金庫法施行令第六条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する農林中央金庫代理業者を除く。）並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「当該銀行等が当

2
(略)

3 第一項第十三号に規定する行為は、保険会社、特定保険募集人若しくは保険仲立人である銀行代理業者等の特定関係者（銀行法施行令第四条の二第一項第十一号から第十三号まで（第十一号にあつては、同号に規定する銀行代理業者を除き、これらの規定を長期信用銀行法施行令第六条第一項において準用する場合を含む。））、信用金庫法施行令第十一条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用金庫代理業者を除く。）、労働金庫法施行令第五条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する労働金庫代理業者を除く。）、協同組合による金融事業に関する法律施行令第三条の二第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する信用協同組合代理業者を除く。）、水産業協同組合法施行令第九条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）、農林中央金庫法施行令第六条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する農林中央金庫代理業者を除く。）及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第一項第二号から第四号まで（第二号にあつては、同号に規定する特定信用事業代理業者を除く。）に規定する者をいう。）又はその役員若しくは使用人について準用する。この場合において、第一項第十三号中「当該銀行等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるの

該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していること」とあるのは、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4～8 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四十四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載

は、「当該銀行代理業者等が当該保険契約に係る保険契約者又は被保険者に対してその所属銀行等が行う資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結を代理若しくは媒介し、又は当該代理若しくは媒介を約していること」と読み替えるものとする。

4～8 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 (略)

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第四十四条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事

事項を消去することができる。

イ・ロ (略)

四 (略)

3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二百三十四条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、契約締結前交付書面には、第二百三十四条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本工業規格 Z 八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

項を消去することができる。

イ・ロ (略)

四 (略)

3 (略)

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二百三十四条の二十一 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格 Z 八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 (略)

3 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、契約締結前交付書面には、第二百三十四条の二十四第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本工業規格 Z 八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二百三十四条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等を締結しようとする場合又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第二百三十四条の二十七第一項第三号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 六 (略)

七 法第九十九条第五項の規定による同条第二項各号に掲げる業務の認可 六十日

八 二十三 (略)

第二百三十四条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、既に成立している特定保険契約等の一部の変更をすることを内容とする特定保険契約等を締結しようとする場合又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行う場合においては、次に掲げるときとする。

一 (略)

二 当該変更に伴い既に成立している特定保険契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあっては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下第二百三十四条の二十七までにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 (略)

(標準処理期間)

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 六 (略)

七 法第九十九条第五項の規定による債券の募集又は管理の受託等の認可 六十日

八 二十三 (略)

2 (望) 別表 (第五十三条第一項第五号関係 (資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合)) 一～六 (略) (注) 受益証券等について金融商品取引法<u>第二十条第十項 (定義)</u>に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあつても、これに準じて作成すること。	2 (望) 別表 (第五十三条第一項第五号関係 (資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合)) 一～六 (略) (注) 受益証券等について金融商品取引法<u>第十三条第一項</u>に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあつても、これに準じて作成すること。
別表 (第五十三条第一項第六号関係) 一～四 (略) (注) 受益証券等について金融商品取引法<u>第二十条第十項 (定義)</u>に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあつても、これに準じて作成すること。	別表 (第五十三条第一項第六号関係) 一～四 (略) (注) 受益証券等について金融商品取引法<u>第十三条第一項</u>に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあつても、これに準じて作成すること。

改 正 案	現 行
（準備手続） 第三十一条（略） 2・3（略） 4 審判官は、第一回の審判の期日前に、被審人又はその代理人の申立てにより、当該被審人又はその代理人に第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を証する資料の全部又は一部の閲覧又は謄写をさせることを指定職員に求めることができる。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。	（準備手続） 第三十一条（略） 2・3（略） （新設）

二十四 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八條第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一 イ 金融商品取引法第五十六條の二第一項（同法第六十五條の三	（検査をするときに携帯すべき証券の様式） 第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二條第二項（同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八條第二項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百十七條第二項（同法第二百九條（同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四條第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一 イ 金融商品取引法第五十六條の二第一項（同法第六十五條の三

第三項において準用する場合を含む。) から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十五条の九、第百五十六條の十五、第百五十六條の三十四及び第百八十七條の規定

ロゝへ (略)

二 金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) 及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五並びに第百七十七條第二号の規定による検査 別紙様式第一の二

第三項において準用する場合を含む。) から第三項まで、第六十条の十一、第六十三条第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条(第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十五条の九、第百五十六條の十五及び第百五十六條の三十四の規定

ロゝへ (略)

二 金融商品取引法第二十六条(同法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。) 及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第百七十七條第二号の規定による検査 別紙様式第一の二

二十五 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条第三項及び第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五	1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証票は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十条第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。 一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十五条第三項（同法第四十三条第三項及び第四十六条第三項、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十六条第三項及び第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項並びに協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五

十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一條の四第一項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合第九十二条の三第二項、水産業協同組合第二百一十一條の三第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）並びに銀行法第五十二条の六十一第二項において適用する第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）

一の二〇三十一（略）

2
2
4
（略）

十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の十二第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）、第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一條の四第一項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合第九十二条の三第二項、水産業協同組合第二百一十一條の三第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）並びに銀行法第五十二条の六十一第二項において適用する第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。）

一の二〇三十一（略）

2
2
4
（略）

二十六 信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十五号）

改正案	現行
（募集事項の通知等を要しない場合） 第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 一 金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書 二〃六（略）	（募集事項の通知等を要しない場合） 第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、組合が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 一 金融商品取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書 二〃六（略）

二十七 信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
（募集事項の通知等を要しない場合） 第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 一 金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書 二〃六（略）	（募集事項の通知等を要しない場合） 第二条 法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 一 金融商品取引法第四条第一項又は第二項の届出をする場合における同法第二十七条において準用する同法第五条第一項の届出書 二〃六（略）

二十八 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

改正案	現行
（その他資産流動化計画記載事項） 第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二 （略） 三 優先出資又は特定社債について、少人数私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、<u>同項第二号</u>に該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨 四〇十二 （略）	（その他資産流動化計画記載事項） 第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二 （略） 三 優先出資又は特定社債について、少人数私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、<u>同項第二号</u>に該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨 四〇十二 （略）

二十九 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

改正案	現行
（電子情報処理組織による申請等） 第三条（略） 2 （略） 3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第五項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二の第二項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条の二第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第五項に規定する申請等を除く。）を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 一〜四 （略）	（電子情報処理組織による申請等） 第三条（略） 2 （略） 3 申請等（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第三条並びに第十三条第一項及び第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第五条並びに第十五条の二第一項及び第五項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第六条並びに第二十四条第一項及び第五項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第二条第五項に規定する申請等を除く。）を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 一〜四 （略）

4・5 (略)	(電子情報処理組織による処分通知等)
第五条 (略)	(電子情報処理組織による処分通知等)
2 (略)	第五条 (略)
3 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第四項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条の二第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。	3 行政機関等が、前二項の規定により処分通知等(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第一条の三、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十三条第三項、企業内容等の開示に関する内閣府令第十五条の二第四項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第二十四条第四項並びに開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第二項に規定する処分通知等を除く。)を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を法第四条第一項の行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
4・6 (略)	4・6 (略)

改正案	現行
（吸収合併契約の承認に関する議案） 第十四条 株式の発行会社の取締役が吸収合併契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 （略） 三 当該会社が吸収合併消滅株式会社（会社法第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第百八十二条第一項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要 四 （略） （株式交換契約の承認に関する議案） 第十六条 株式の発行会社の取締役が株式交換契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	（吸収合併契約の承認に関する議案） 第十四条 株式の発行会社の取締役が吸収合併契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一・二 （略） 三 当該会社が吸収合併消滅株式会社（会社法第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第百八十二条各号（第二号、第三号イ、第七号及び第八号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要 四 （略） （株式交換契約の承認に関する議案） 第十六条 株式の発行会社の取締役が株式交換契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二（略） 三 当該会社が株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第百八十四条第一項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要 四（略）	一・二（略） 三 当該会社が株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第百八十四条各号（第二号、第三号イ、第七号及び第八号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要 四（略）
---	---

三十一 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
（略）	（略）	（略）	（略）
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項、第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の二の六第一項及び第五十	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第六項及び第三百十一条第三項、第二十四条第八項、第三十七条の二第三項、第三十八条第九項及び第十項、第四十八条の七第二項及び第三項、第五十一条第一項、第五十五条の二第四項及び第五項、第六十三条において準用する同法第四百九十四条第三項、第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の四十九

		長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）	二条の四十九
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	（略）	（略）

		長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）	
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	（略）	（略）

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	第二十五条の八の二第二項及び第三項
（略）	（略）

別表第三（第五条関係）

（略）	（略）
信用金庫法	第八十九条第三項又は第五項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
長期信用銀行法	第十七条において準用する銀行法第二十条、第五十二条の四十九（第五十二条の六十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二項及び第三項
（略）	（略）

別表第三（第五条関係）

（略）	（略）
信用金庫法	第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
長期信用銀行法	第十七条において準用する銀行法第二十条、第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用す

	銀行法	(略)	長期信用銀行法施行規則	(略)
項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	第五十二条の四十九（第五十二条の二十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	(略)	第二十五条の八の二第二項及び第三項	(略)

	銀行法	(略)	長期信用銀行法施行規則	(略)
る場合を含む。）	第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）	(略)	第十八条の四第一項並びに第二十五条の八の二第二項及び第三項	(略)

三十二 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）

改正案	現行
（その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項） 第十二条 法第二百三十条第十一項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一〇十 （略） 十一 発行される優先出資又は特定社債の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三項第二号ハ</u>に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新資産流動化法第四十条第一項に規定する通知又は新資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する通知をするときに交付する旨 十二〇十四 （略）	（その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項） 第十二条 法第二百三十条第十一項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一〇十 （略） 十一 発行される優先出資又は特定社債の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三項第二号ロ</u>に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新資産流動化法第四十条第一項に規定する通知又は新資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する通知をするときに交付する旨 十二〇十四 （略）

三十三 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

改正案	現行
（課徴金・開示検査課の所掌事務） 第十五条 課徴金・開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 金融商品取引法第七十七条の規定に基づく調査（同法第九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限る。）、同法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査、同条第二項及び同法第九十三条の二第五項の規定に基づく報告又は資料の徴取（同法第九十四条の七第三項の規定により委任されたものに限る。）並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十八条第八項第一号の規定に基づく報告の受理（次号、第三号及び第十八条第十一項から第十四項までにおいて「課徴金調査等」という。）に関すること（市場分析審査課及び証券検査課の所掌に属するものを除く。）。 二・三（略）	（課徴金・開示検査課の所掌事務） 第十五条 課徴金・開示検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 金融商品取引法第七十七条の規定に基づく調査（同法第九十四条の七第二項の規定により委任されたものに限る。）、同法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定に基づく報告又は資料の徴取及び検査並びに同条第二項及び同法第九十三条の二第五項の規定に基づく報告又は資料の徴取（同法第九十四条の七第三項の規定により委任されたものに限る。次号、第三号及び第十八条第十一項から第十四項までにおいて「課徴金調査等」という。）に關すること（市場分析審査課及び証券検査課の所掌に属するものを除く。）。 二・三（略）

○ 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第四十三号）

改 正 案	現 行
（長期信用銀行法施行規則の一部改正） 第五条 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。 第四条の五に次の一項を加える。 9 前三項の場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 第五条の十二に次の一項を加える。 3 第四条の五第九項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。	（長期信用銀行法施行規則の一部改正） 第五条 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。 第四条の五に次の一項を加える。 9 前三項の場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 第五条の十二に次の一項を加える。 3 第四条の五第九項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の十八に次の一項を加える。

2 第四条の五第九項の規定は、前項第三号の場合において同号の長期信用銀行主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

第二十五条の十二に次の一項を加える。

3 第四条の五第九項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の五第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第六条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一

第二十五条の二の三に次の一項を加える。

2 第四条の五第九項の規定は、前項第三号の場合において同号の長期信用銀行主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

第二十五条の十二に次の一項を加える。

3 第四条の五第九項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の五第九項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第六条 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一

部を次のように改正する。

第五十三条に次の一項を加える。

8 第一項第四号の場合において、信用金庫連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第六十四条に次の一項を加える。

13 第五十三条第八項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

第三百三十八条に次の一項を加える。

3 第五十三条第八項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第七項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

部を次のように改正する。

第五十三条に次の一項を加える。

7 第一項第四号の場合において、信用金庫連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第六十四条に次の一項を加える。

13 第五十三条第七項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

第三百三十八条に次の一項を加える。

3 第五十三条第七項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第七項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正）

第二十三条 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第三項中「振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という」に、「から第二百二十二条まで及び第二百二十四条」を「、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条」に改める。

第二十三条 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第三項中「振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という」に、「から第二百二十二条まで及び第二百二十四条」を「、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条」に改める。